



第 2 期 添 田 町 地 域 福 祉 計 画

第Ⅰ期添田町成年後見制度利用促進基本計画

第Ⅰ期添田町再犯防止推進計画

第Ⅰ期添田町自殺対策計画(改訂版)

令和 4年 3月

添 田 町

目次

I 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け及び計画期間	2
3 計画の策定体制と町民参画	3
(1) 添田町地域福祉計画審議委員会の設置	3
(2) 地域福祉の推進に関する住民アンケート調査の実施	3
(3) ヒアリングの実施	3
(4) パブリックコメントの実施	4
4 本計画における「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方	4
II 添田町の現状と課題	6
1 添田町を巡る社会変化	6
(1) 複雑、複合的課題の顕在化	6
(2) 地域共生社会の実現	6
(3) 価値観の多様化による新たな社会課題への対応	7
2 統計からみる添田町の現状	8
(1) 人口の状況	8
(2) 要介護等認定者数及び要介護等認定率の状況	9
(3) 障がい者数の推移	10
(4) 自然社会動態	11
(5) 自殺死亡率の推移	12
III 計画の基本的な考え方	13
1 計画の基本理念	13
2 重点課題	13
(1) 災害時の対応	13
(2) 重層的支援体制整備事業の展開	14
(3) 成年後見制度利用促進基本計画の策定	14
(4) 再犯防止推進計画の策定	14
(5) 自殺対策計画の改訂	14
3 基本目標及び計画体系	15
4 本計画とSDGsの関連	16
IV 基本施策ごとの現状と課題、取組、行動指針	18
1 安全で安心なまちをつくる	18
(1) 地域における相談・見守り体制の充実	18
(2) 支援を求める声を見逃さない支援の推進	20
(3) 安全・安心な地域づくりの推進	23
(4) 災害時・緊急時の助け合いの仕組みづくり 重点課題	25
2 多様なニーズに対応した福祉サービスを提供する	32
(1) 総合的な相談体制・支援体制の充実 重点課題	32
(2) 情報提供体制の整備充実	37
(3) 福祉サービス供給体制づくり	41
(4) 福祉サービス利用者の権利擁護	43

3 地域力を高める	46
(1) 心のバリアフリー化の推進	46
(2) ボランティア活動の活性化	50
(3) 地域全体で支え合う体制づくり	53
V 成年後見制度利用促進基本計画	58
1 計画策定の経緯	58
2 計画策定の趣旨	58
3 今後の取組	59
VI 再犯防止推進計画	61
1 計画策定の経緯	61
2 計画策定の趣旨	61
3 今後の取組	62
(1) 児童生徒の健全育成	62
(2) 薬物依存に関する治療・支援	63
(3) 出所後の住居確保支援	64
(4) 出所者に対する就労支援	65
(5) 関係機関との連携強化	66
VII 自殺対策計画	67
1 計画策定の経緯	67
2 計画策定の趣旨	67
3 今後の取組と数値目標	68
(1) 理解の促進と意識の醸成	68
(2) こころの健康づくりと相談支援体制の充実	70
(3) 自殺を予防する環境づくり	71
4 県、その他の関連機関との連携	73
VIII 計画の実現のために	74
1 関係機関等との連携・協働	74
2 計画の進捗管理	74
IX 資料編	75
1 添田町地域福祉計画策定審議会 設置規則	75
2 添田町地域福祉計画策定審議会 構成委員名簿	77
3 用語集	78

本計画は、本町に住まうすべての方にとって、わかりやすく伝えることが重要であると考えています。文字の大きさやフォント、グラフのデザインなどに配慮するとともに、読みやすいフォントとして、「ユニバーサルフォント」を使用しています。

I 計画の概要

様々な社会変化に対応することで、添田町民が互いに支え、支えられながら安心して住み続けることができるまちとなるよう、計画を見直します。

I 計画策定の趣旨

国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の人口は今後も一貫して減少する見込みです。また、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が今後も高くなるとともに、核家族化の進展が相まって世帯数が急激に減少することが見込まれています。高齢者世帯、共働き世帯が増加することにより、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家族及び地域の支援力が低下すること、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱える事例が今後も増えていくことが考えられます。

コロナ禍が長期化し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が定着しつつあることも、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることがますます困難な状況を加速しています。

このような変化の激しい社会情勢の中で、国の方針として、「地域共生社会」の実現が推進されています。「地域共生社会」とは、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域に関わる全ての人々が『我が事』として、世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりが住み慣れた地域を育み、支えあいながら自分らしく暮らし続けることができる社会のことです。

本町では、平成29年3月に策定した「添田町地域福祉計画 地域福祉活動計画」（第1期計画）において、「みんなで支え合い安心して住み続けられるまち 添田」を基本理念に計画を推進してきましたが、現行計画策定以降に生じた様々な社会変化も踏まえて計画を見直し、「第2期添田町地域福祉計画」を策定することとしました。なお、今回の見直しを契機に地域福祉活動計画を分離しています。

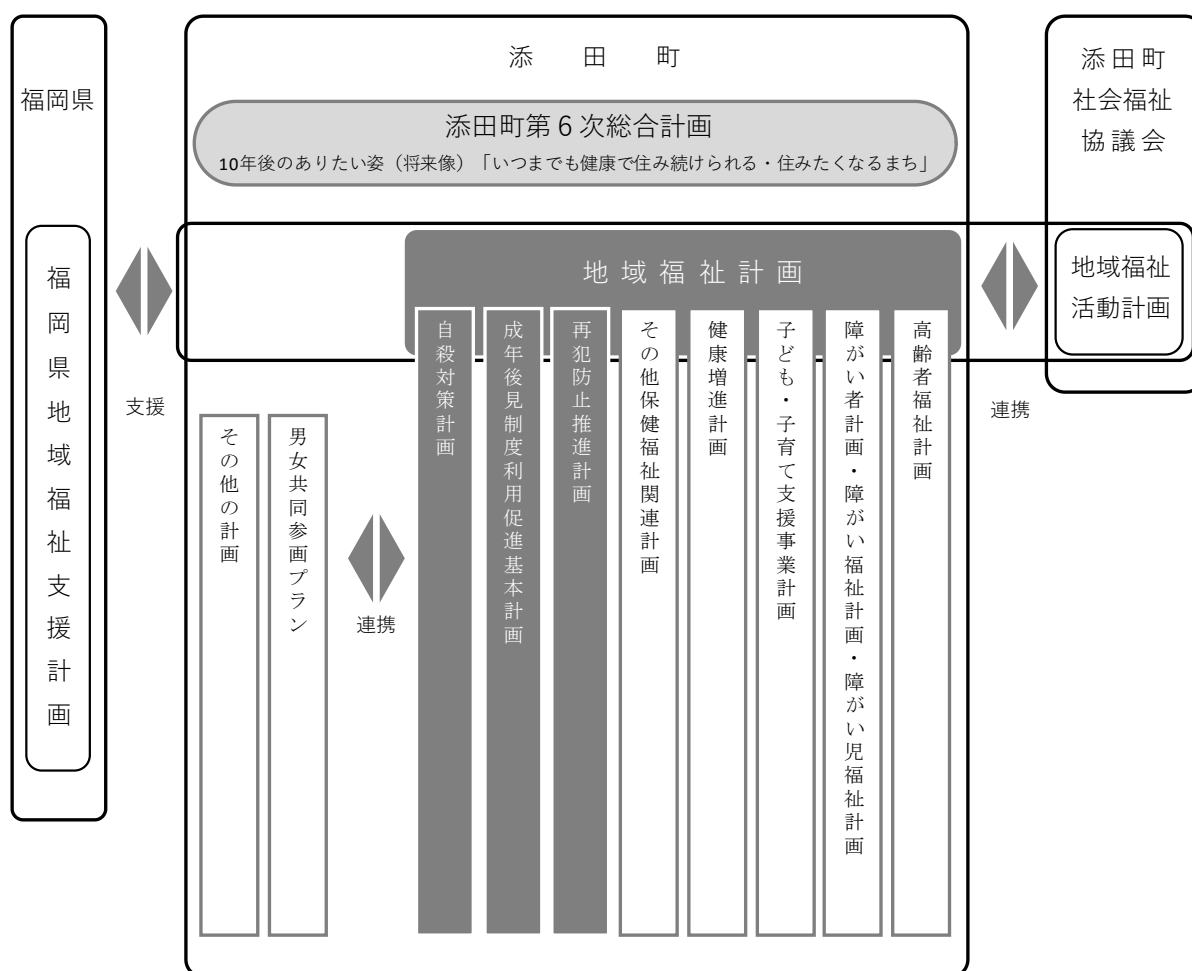
2 計画の位置付け及び計画期間

本計画は、本町における各福祉分野における上位計画として位置づけられます。また、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」、「自殺対策計画」を内包しています。

「地域福祉計画」は、町が地域福祉を進めるための理念やしきみをつくる計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。両計画は、車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取組を展開するという共通の目的を持つものです。

なお、本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、社会情勢や町民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 Ⅰ 計画の位置付け



図表 2 計画の根拠法及び計画の期間

計画名称(根拠法)	計画期間	
第2期添田町地域福祉計画 (社会福祉法第107条)	令和4年度～令和8年度	5年間
第1期添田町再犯防止推進計画 (再犯防止推進法第8条第1項)	令和4年度～令和8年度	5年間
第1期添田町成年後見制度利用促進基本計画 (成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項)	令和4年度～令和8年度	5年間
第1期添田町自殺対策計画(改訂版) (自殺対策基本法第13条第2項)	令和3年度～令和8年度	6年間

3 計画の策定体制と町民参画

(1) 添田町地域福祉計画審議委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うために、「添田町地域福祉計画策定審議会」を設置し、協議を行いました。

(2) 地域福祉の推進に関する住民アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、17歳以上の町民から無作為に抽出した2,000人に対して「地域福祉の推進に関する住民アンケート調査」を実施しました。

図表 3 アンケート調査の実施概要

調査票発送数	有効回収数	有効回収率
1,667 通	546 通	32.8%

(3) ヒアリングの実施

本計画の策定にあたって、地域の課題を把握するためヒアリング調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、町民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。

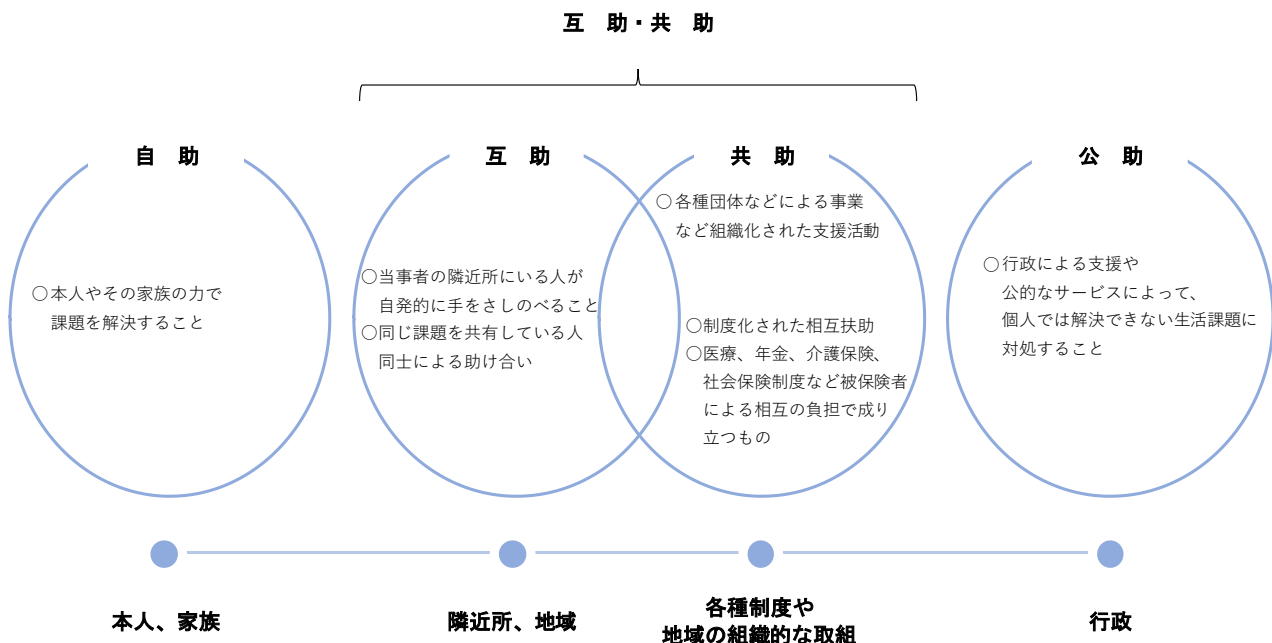
4 本計画における「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

前期計画において、「共助」を「町内、校区、ボランティア団体等、地域や組織で取り組みができること」と定義しています。

本計画では、地域福祉の特性を考慮して、前期計画の考え方を踏襲し、「自助」と「公助」の間にある地域の取組を「互助・共助」と位置付けつつ、より「自助」に近い性質のものを「互助」、より「公助」に近い性質のものを「共助」と定義します。

近年、「自助」「互助」「共助」「公助」と区分けした場合、「共助」は医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立つものとして捉えられることが一般的になってきており、令和3年3月に策定された「第8期 添田町高齢者福祉計画」では、「共助」を、「介護保険制度、医療保険制度及びそのサービス」と定義しています。

図表 4 本計画における「自助」「互助」「共助」「公助」



図表 5 主体ごとに期待される役割

主体	期待される役割
住民の役割	住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。住民自身が自らの地域を知り、地域のさまざまな問題を解決するために、一人ひとりが自分たちにできることをしっかりと考え、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参加することが求められます。
地域の組織・団体の役割	行政区や老人クラブ、民生委員・児童委員、婦人会、保護司会などのほか、地域の組織や団体は地域における福祉活動を推進していく中心的な役割を担っています。それぞれの地域における課題とその解決にあたっては、各組織・団体だけではなく、その他組織・団体と互いに連携しつつ活動に取り組んでいくことが大切です。
ボランティア団体の役割	メンバーの高齢化や後継者の問題などに取り組むとともに、地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、現在続けている活動をさらに活性化させ、また、行政や社会福祉協議会などとも連携し、住民に対して組織・団体の活動を広報・周知していくことが重要です。
福祉サービス事業者の役割	福祉サービス事業者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供などに積極的に取り組むとともに、他のサービス提供者と連携した取組を進めることが大切です。多様化した福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出に加えて、地域と一体となって住民が地域福祉に参加するための支援が求められます。
社会福祉協議会の役割	社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。
行政の役割	行政には、住民の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進することが求められます。本計画に基づいて、住民や関連機関などと相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。 また、福祉部局を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

Ⅱ 添田町の現状と課題

少子高齢化等の社会変化に伴い、添田町には様々な課題がありますが、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の定着に伴い、新たな地域課題も生じています。

Ⅰ 添田町を巡る社会変化

(1) 複雑、複合的課題の顕在化

国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の人口は今後も一貫して減少する見込みです。一方、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が今後も高くなるとともに、核家族化の進展が相まって世帯数が急激に減少することが、本町における諸課題の源泉であると言えます。

高齢者世帯、共働き世帯が増加することにより、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家族及び地域の支援力が低下すること、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱える事例が今後も増えていくことが考えられることから、これらの複合的課題への対応を強化する必要があるといえます。

(2) 地域共生社会の実現

平成 29 年2月の社会福祉法改正では、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、対象者ごとの縦割りから脱却し、分野を超えた横断的な支援体制を構築すること、地域住民や地域の多様な主体が「受け手」だけでなく、「支え手」となり、我が事として自立や支え合いを推進する機運の醸成を求めるものとされています。

地域共生社会の実現に向けて、新たに方向性を示す施策と、それらの取組を基盤とした個別施策の展開について盛り込む必要があります。

(3) 価値観の多様化による新たな社会課題への対応

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が定着しつつある中で、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることが益々困難な状況となっています。このことが、今後の地域福祉のあり方そのものを変えていく可能性が高いと言えます。これら新たな社会課題への対応が必要となっています。

(参考) 現行計画期間中の主な社会情勢等の変化、課題

1. 新型コロナウイルス感染症拡大
2. 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
3. 法律・制度の整備、改正
4. リモートワーク拡大等に対応したデジタル化社会の急速な進展
5. 頻発する大規模災害
6. ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

2 統計からみる添田町の現状

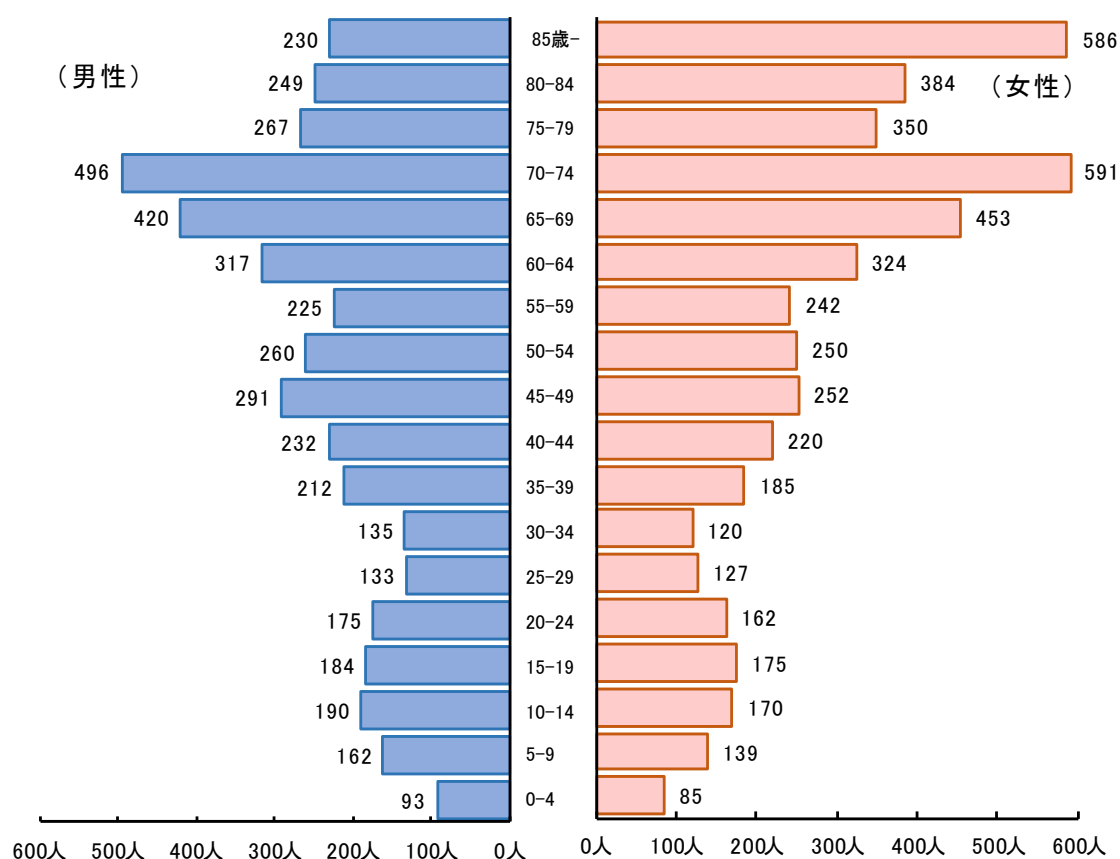
(1) 人口の状況

令和3年11月1日現在の住民基本台帳人口をみると、本町の高齢者人口は4,026人であり、総人口(9,086人)の44.3%を占めます。高齢化率は男性(38.9%)よりも女性(49.1%)の方が大幅に高いことも特徴的です。

また、本町では70歳代前半の人口区分が最も多いことが分かります。この年齢区分はいわゆる団塊世代と呼ばれ、現在、本町においても地域福祉の担い手として活躍されている世代です。今後5年以内にこの年齢区分は後期高齢者になることが見込まれています。

一方、4歳以下と25歳～34歳までの年齢区分が他に比べて少ない傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

図表 6 人口ピラミッド



資料:住民基本台帳

令和3年11月1日現在

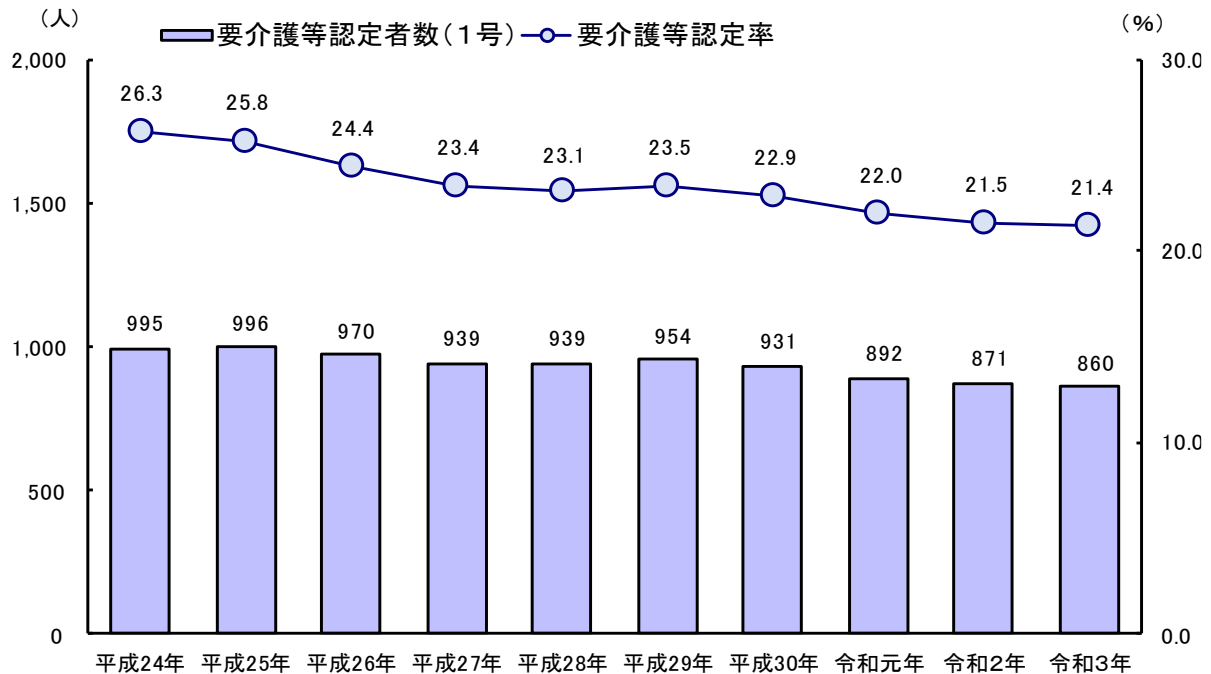
(2) 要介護等認定者数及び要介護等認定率の状況

要介護等認定者数の推移をみると、概ね減少傾向にあることが分かります。また、要介護等認定率についても、年々低くなっています。

今後、団塊の世代が後期高齢者になることで、徐々に要介護等認定者数が増加する見込みです。

要介護度別認定者数の推移をみると、令和 2 年度では約 7 割(69.8%)が要介護 2 以下で占められています。一方、平成 24 年度は要介護 3 以上が 24.9%であったのが令和 2 年度では 30.2%となっており、重度者の割合は年度による違いはありつつも、緩やかに上昇傾向にあります。

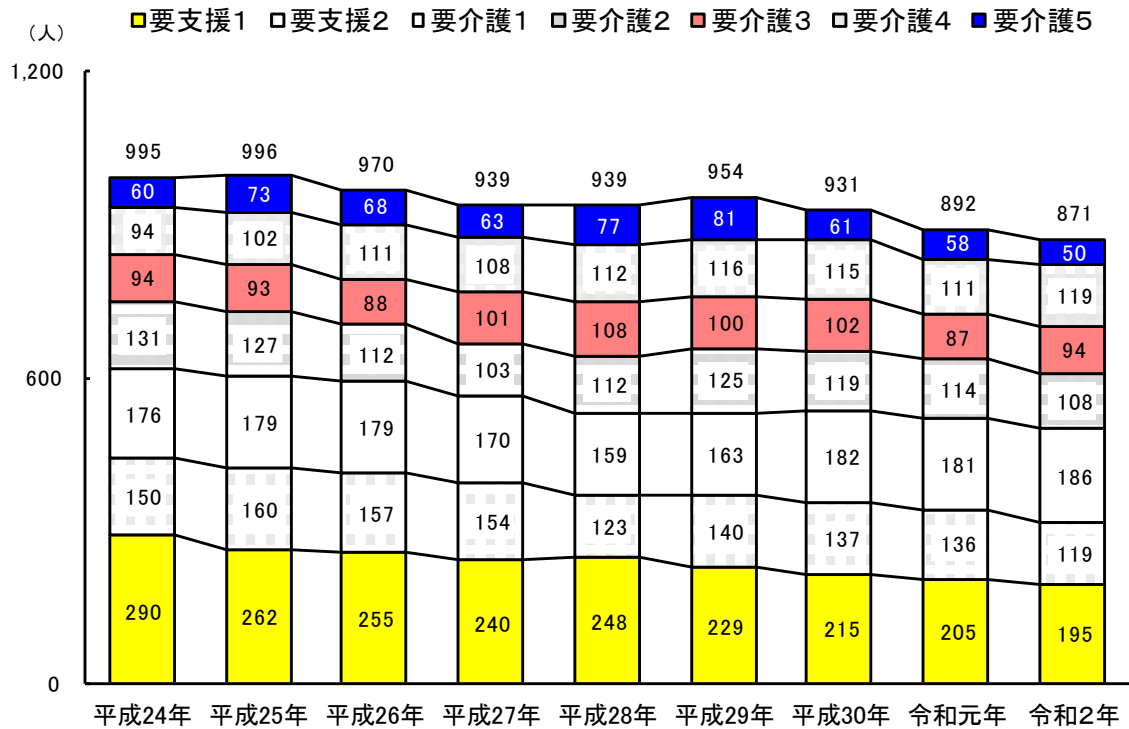
図表 7 要介護等認定者数及び要介護等認定率



資料:添田町

各年 11 月 1 日現在

図表 8 要介護度別認定者数の推移



資料:添田町

各年 11月1日現在

(3) 障がい者数の推移

障がい者数の推移をみると、身体障がい者数は平成 28 年度から減少傾向にあり令和 3 年度は平成 28 年度比 83.0%となっています。

知的障がい者数は、平成 28 年度からの 6 年間、ほぼ変動はありません。

精神障がい者数は平成 28 年度から平成 31 年度まで増加した後、横ばい傾向にありますが、令和 3 年度は平成 28 年度比 116.7%と増加しています。

図表 9 障がい者数の推移(単位:人)

	平成 28 年	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年	令和3年
身体障がい者	716	692	667	641	625	594
知的障がい者	108	105	99	101	101	105
精神障がい者	78	84	85	93	97	91

資料:添田町

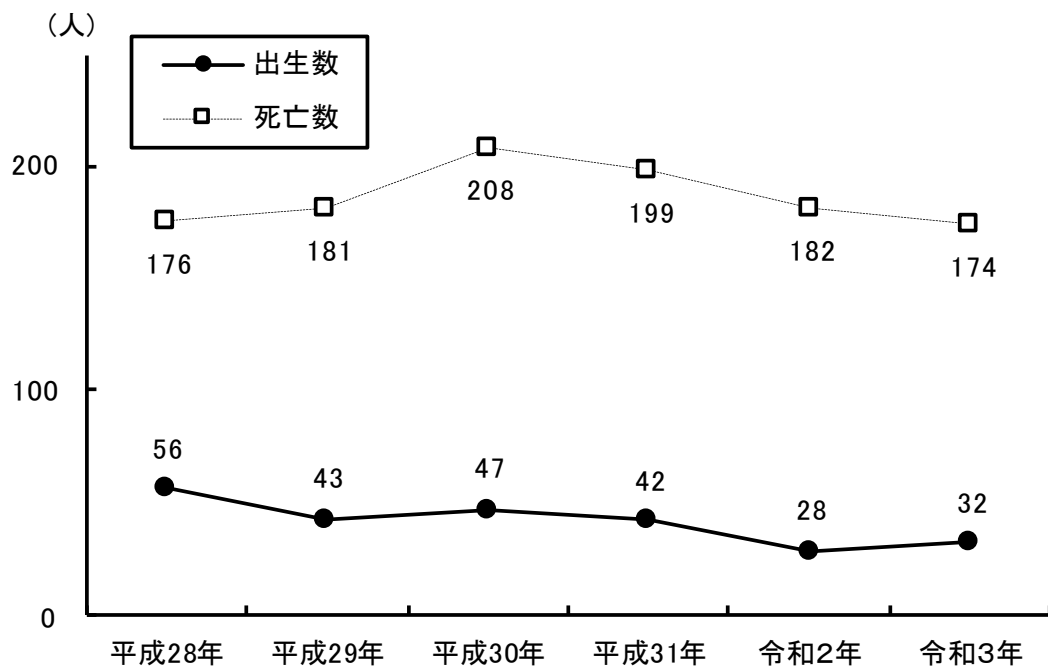
各年 11月1日現在

(4) 自然社会動態

自然動態をみると、本町の出生数は死亡数を大幅に下回って推移しており、自然減の状況となっています。

社会動態をみると、平成 28 年は転入及び転出がほぼ同水準であったものの、平成 29 年以降は転出数を転入数が下回る状況が続いており、また、その差は拡大傾向にあります。従って、社会減の状況となっています。

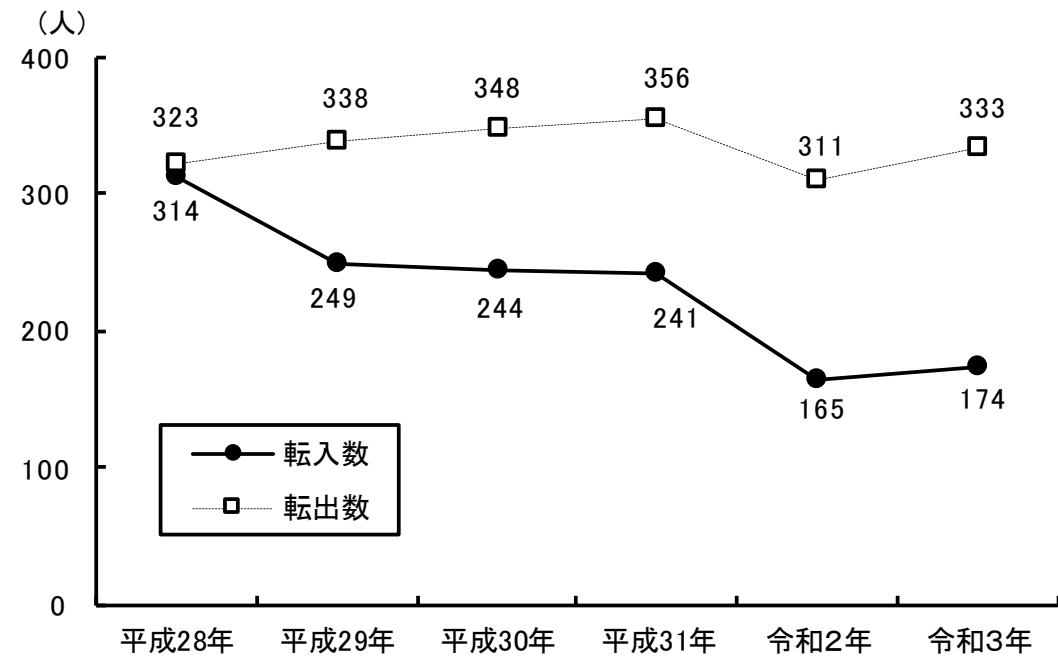
図表 10 自然動態



資料:住民基本台帳

各年 11 月 1 日現在

図表 11 社会動態



資料:住民基本台帳

各年 11 月 1 日現在

(5) 自殺死亡率の推移

本町は人口が少ないために、統計から町の特徴を見出すのは困難であるものの、平成 26 年以降の自殺の状況は下記の通りです。

図表 12 自殺死亡率の推移(単位:%)

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平均
自殺死亡率	全 国	19.6	18.6	16.9	16.5	16.2	17.6
	福岡県	21.1	18.6	17.0	17.1	16.8	18.1
	添田町	27.5	0.0	38.0	0.0	9.8	15.2
人口(人)		10,898	10,714	10,539	10,374	10,185	-

資料:(自殺者統計) 地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

※自殺者が少ない場合、内訳が公表されないため総数が合致しない場合があります。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

第1期計画において、「長期にわたって、町全体で共有すべき地域福祉の将来のあるべき姿」として掲げた基本理念を第2期計画においても踏襲します。

Ⅰ 計画の基本理念

第1期計画では、これからの添田町の活性化を支える若年層が地域福祉に関わり、また、これからも本町に住み続けて欲しいとの願いを込めて、長期にわたって、町全体で共有すべき地域福祉の将来のあるべき姿である基本理念を「みんなで支え合い安心して住み続けられるまち 添田」としています。

以上の経緯より、第2期計画においてもこの基本理念を踏襲し、町民相互の支え合いと関係機関等との協働を通じて将来にわたり、安心して住み続けられるまちの実現を目指します。

[基本理念]

みんなで支え合い安心して住み続けられるまち 添田

2 重点課題

(1) 災害時の対応

近年、日本各地で様々な災害が発生しています。それらのニュースに触れることで、町民の中で、災害に対して人ごとではないという意識が高まっていることと思います。災害の発生後、緊急対応の手を離れ復興への移行期にあたっては、住民同士の連携が非常に大切になります。まさに「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の連携が必要です。また、社会福祉協議会を始めとする様々な機関、団体が平時から町民に対する啓発を行うことも大切であり、住民の災害に対する意識の高まりに呼応しつつ、関連計画との整合を図りながら、災害時の対応について、効果的に計画に盛り込みます。

(2) 重層的支援体制整備事業の展開

近年、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっています。

社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。今後、事業を効果的に実施することができるよう、計画策定を通じて、関係機関の役割の整理やネットワークの構築に向けた支援等を行います。

(3) 成年後見制度利用促進基本計画の策定

成年後見制度利用促進基本計画は、既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする必要があることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）に規定される市町村計画と本計画を一体的なものとして策定します。

(4) 再犯防止推進計画の策定

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）の成立を踏まえ、高齢者又は障がい者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましいと考えます。本計画に再犯防止推進計画も盛り込みます。

(5) 自殺対策計画の改訂

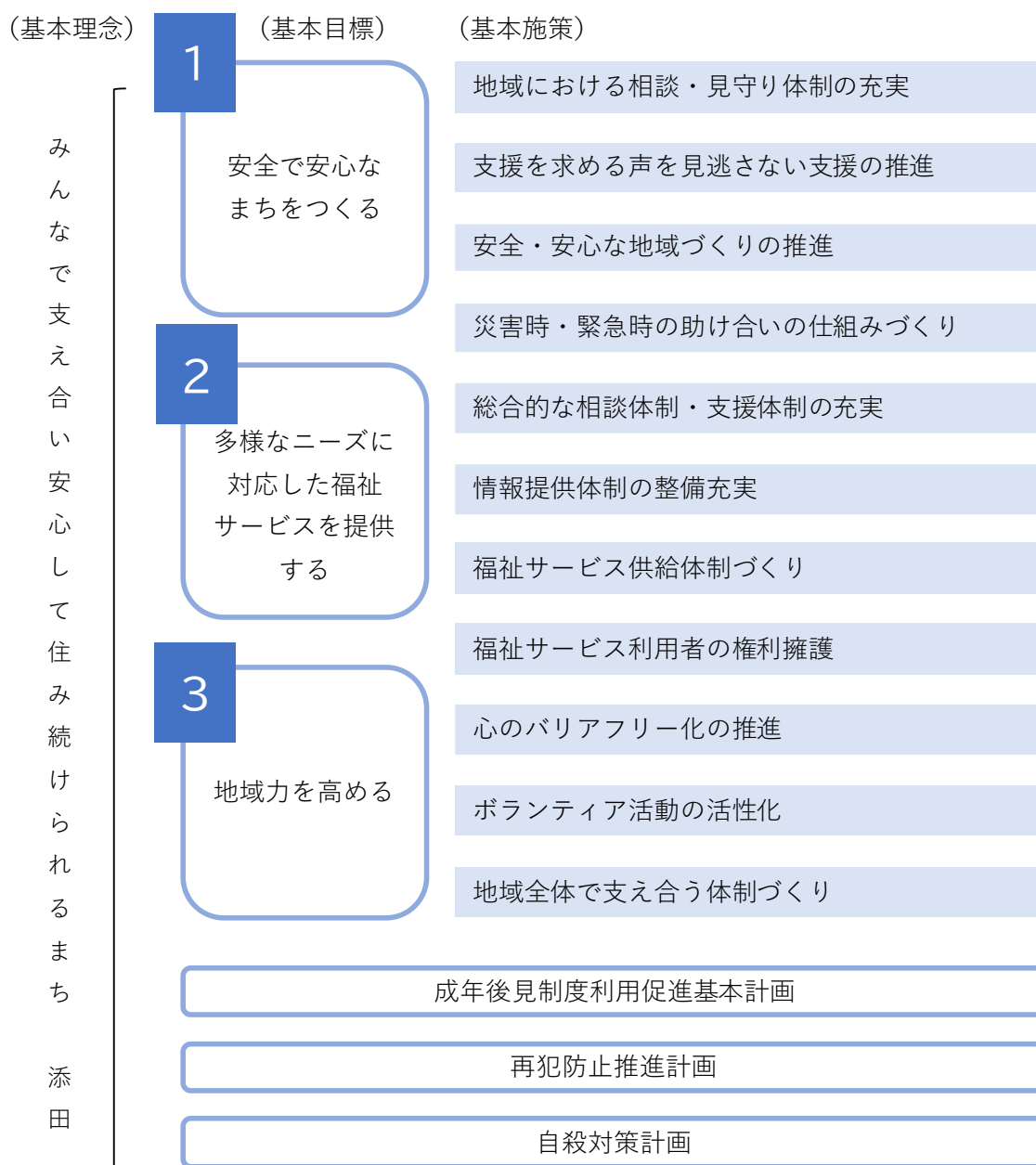
本町では、「誰も自殺に追いこまれることのない社会の実現をめざして」を基本理念とし、令和3年3月、添田町自殺対策計画（第1期計画）を策定しました。

自殺対策と各福祉分野（高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉計画においても整合を図る必要があることから、添田町自殺対策計画（第1期計画）を改訂し、本計画に包含することとしました。

3 基本目標及び計画体系

第Ⅰ期計画では、基本理念の実現のために「安全で安心なまちをつくる」、「多様なニーズに対応した福祉サービスを提供する」、「地域力を高める」の3つの基本目標を設定しました。基本理念を踏襲したことから、基本目標も変更せず、計画の連続性を確保することとしますが、前項で挙げた重点課題を網羅するため、下記の計画体系とします。

図表 13 計画体系



4 本計画と SDGs の関連

SDGs は、Sustainable Development Goals の略で、平成 27 年9月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする 17 のゴール(目標)と 169 のターゲット(目標のために実現させること、取組)、232 の指標から構成されるものです。

「添田町 第6次総合計画」では、SDGs の視点は総合計画全体に関わることを前提として、持続可能なまちづくりに向けて計画に記載の施策・事業を進めています。

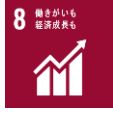
本計画においても、各基本目標に関連するSDGsのアイコンを明示することで、計画の内容がSDGsのどの分野に該当するのかが分かりやすくなるよう配慮しました。

図表 14 SDGsの 17 のゴール



資料:国際連合広報センター

図表 15 本計画に関連するSDGsのゴールと自治体行政の関係

	貧困	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての町民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	健康と福祉	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	教育	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	ジェンダー	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	経済成長と雇用	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	不平等	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	まちづくり	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
	気候変動	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	平和と公正	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの町民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	実施手段	自治体は公的／民間セクター、町民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

資料：一般財団法人建築・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」

IV 基本施策ごとの現状と課題、取組、行動指針



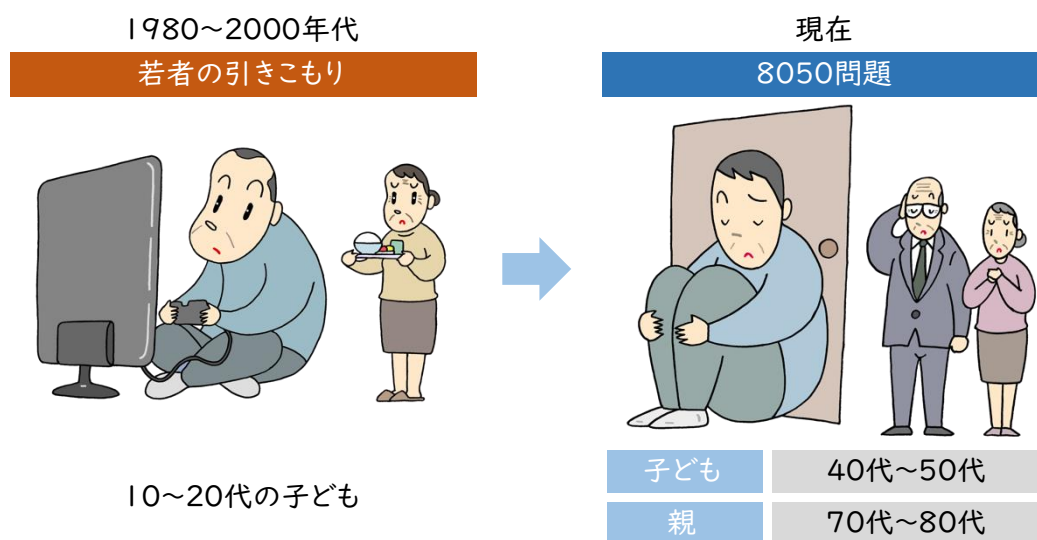
I 安全で安心なまちをつくる

(1) 地域における相談・見守り体制の充実

【現状と課題】

私たちが暮らす町には様々な地域課題があります。近年は、8050 問題（80 歳代の高齢者が 50 歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題）やダブルケア（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）など、複合的な課題を抱える世帯の増加が問題となっていますが、それらの定型的な類型に当てはまらずとも、様々な悩みや不安を抱え、何らかの支援を必要とする人々が地域に暮らしています。身近で困っている人に寄り添い、気軽に相談できる関係づくりを通じて、必要に応じて適切な機関につなぐ環境を作り上げることによって、様々な生活課題の解決につなげていくことが必要となります。

図表 16 8050問題



【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
1	「断らない」相談窓口としての相談支援体制の強化	総合的、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、断らない相談窓口としての相談支援体制の強化を図ります。	保健福祉環境課
2	重層的支援体制に向けた包括的相談支援体制の充実	複合的な課題を抱える困難事例等の解決について、町民のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、重層的支援体制に向けた包括的相談支援体制の充実を図ります。	保健福祉環境課
3	各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化	民生委員・児童委員をはじめ各種相談員の資質向上を図り、相談活動の充実に努めます。	保健福祉環境課
		相談員や各種団体・関係機関との連携強化に努めます。	保健福祉環境課
4	関係機関との連携による見守り活動の推進	高齢者や障がい者、子どもに関する課題について地域住民の認識を深めるとともに、地域住民、各種団体・関係機関との連携による地域内の高齢者等の見守り活動を推進します。	保健福祉環境課
		今後増加が予想される認知症高齢者に対しては、認知症サポーターの増加を図る等地域が協力して、見守り体制づくりを進めます。	保健福祉環境課

※計画中に担当課の名称が変更された場合、適宜変更します(以下同じ)。

【行動指針】

区分	取組主体	役割分担
自助	本人、家族	● 地域で気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や町社会福祉協議会、役場の相談窓口など関係機関に相談します。 ● 自らの力では解決できない問題や悩み、不安等について、一人で悩まず、身近な人や相談員に相談します。
互助	隣近所、地域	● できる範囲で住民からの不安や気がかりなことの相談や把握に努め、必要に応じて関係機関につながります。 ● 地域の一員としてコミュニティ活動に積極的に参加するよう呼びかけます。
共助	各種制度や地域の組織的な取組	● 多職種間協働の支援体制の構築やネットワークの強化に努めます。 ● 地域の住民や各種ボランティア組織等がお互いに連携しながら、地域での見守りのネットワークづくりを目指します。
公助	行政	● 地域からの相談内容に応じた的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。

※ ここで示した「自助」「互助」の役割分担は、個々の町民の生活スタイルや価値観等により捉え方が異なるため、できる範囲で、可能な限り取り組んでほしいこととして事例の形で提示したものです（以下、同じ）。

(2) 支援を求める声を見逃さない支援の推進

【現状と課題】

アンケート調査結果によると、単独世帯は年齢階層が高くなるに従いその割合が高くなる傾向にあり、80 歳以上では 27.1%にもなっています。今後、独居の高齢者世帯がさらに増加する可能性が高いことから、本町においても互助を中心とした見守り、声のかけあい等の取組をさらに浸透させていくことが大切になってきます。

アンケート調査に回答いただいた町民の中で、高校生以下の子どもがいる世帯は約3世帯に1世帯（33.7%）となっています。子育て世帯が比較的多いと考えられる 30 歳代のうち約 3 割（28.9%）は現在の地区に居住して 5 年未満であり、またその多くが核家族世帯であることが推定されることから、近隣住民との関係性が十分構築できないまま子育てをしている世帯も少なからず存在していることがうかがえます。子育てに関してちょっとした不安を聴いてもらうことができず、結果として地域で孤立する可能性が高い世帯であるともいえます。

高齢者や障がい者、子どもへの虐待が大きな社会問題となっています。このような虐待を未然に防ぐためには、なにより早期発見、早期対応が重要です。また、介護者や保護者等の多大な身体的・精神的ストレスの軽減も必要です。

生活困窮者世帯の問題等については、様々なケースがあることから、それらに応じた支援が必要です。

このような表面化しにくい問題を早期に発見し、適切に対応できるよう、関係機関等との連携によるきめ細かな取組が求められています。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
5	虐待の防止、早期発見、早期対応	民生委員・児童委員や関係機関との連携を密にし、虐待や暴力に関する事案の早期発見に努めます。	学校教育課 保健福祉環境課
		虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の一元管理や関係機関との緊密な連携体制の整備を図ります。	学校教育課 保健福祉環境課
		介護者や保護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、相談体制の充実や負担軽減のための事業の充実に努めます。	学校教育課 保健福祉環境課
6	複合的な要因からの困窮に対する支援	複合的な要因が原因で困窮されている人に対する相談に応じるとともに、経済的にも、社会的にも自立ができる環境づくりに努めます。	学校教育課 保健福祉環境課
7	閉じこもりに対する支援	育児で閉じこもりがちな親子に社会参加の機会を提供するとともに、親子の居場所づくりの充実に努めます。	保健福祉環境課
		高齢者や障がい者の閉じこもりの防止等のため、身近な地域で社会奉仕や生きがいを感じる活動を行えるよう支援します。	保健福祉環境課

No.	施策	内容	担当課
8	コミュニティソーシャルワーカー配置の検討	既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決のために取り組むコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図ることについて検討します。	保健福祉環境課

【行動指針】

区分	取組主体	役割分担
自助	本人、家族	- 周囲との情報交換の機会を積極的に活用する等、必要なサービスを適切に利用できるよう心がけます。 - 日頃から近所の人とお互いに声掛けをするよう心がけます。
互助	隣近所、地域	福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を教え合います。
共助	各種制度や地域の組織的な取組	地域において各種制度に関する情報提供の場を設け、必要なサービスを適切に利用できるよう心がけます。
公助	行政	- 社会的な孤立を防ぐための環境づくりのため、地域との連携を図り、全町的な視野から早期発見・早期対応のネットワークづくりに努めます。 - 様々な媒体や機会を捉えながら、各種福祉制度や人権等に係わる情報等の周知を図っていきます。

(3) 安全・安心な地域づくりの推進

【現状と課題】

近年、全国的に犯罪の巧妙化や悪質な犯罪件数が増加傾向にあり、特に犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者、障がい者に対する防犯対策は重要です。

地域のつながりが強いほど、住民が普段と変わったことに気がつきやすく、声かけなどを行うことで犯罪を未然に防ぐことができる可能性が高まります。普段からの住民一人ひとりの心がけて、地域の防犯力は飛躍的に高まると考えています。

また、交通事故件数と事故による死傷者数は減少傾向にあるものの、高齢者が関わる交通事故の占める割合は高くなっているため、特に高齢者に対する安全確保と事故防止が求められています。

町内のだれもが不自由なく外出ができ、仕事や趣味、地域活動、スポーツ・レクリエーション等、積極的に社会参加できる環境づくりのためには、不特定多数の人が利用する公的な施設のバリアフリー化を進めることが求められます。

特に高齢者や障がい者にとって日常生活を送る上で移動手段を確保することは極めて重要です。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
9	地域の安全環境づくり	● 警察署と連携し、防犯情報の共有を図るとともに、防犯設備の充実に努め、地域の安全環境づくりを支援します。	防災情報管財課
		● 犯罪の発生箇所や内容など、具体的な発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。	防災情報管財課
		● 地域の見守りを行う活動として「ついで隊」事業等を検討します。	防災情報管財課

No.	施策	内容	担当課
10	地域防犯対策の推進	● 高齢者を狙った悪質商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。	地域産業推進課 防災情報管財課 保健福祉環境課
		● 町民、特に高齢者と児童・生徒に対して防犯教育を進め、不審者情報の把握及び情報提供等により、犯罪の未然防止を図ります。	防災情報管財課 学校教育課 保健福祉環境課
11	交通安全対策の推進	● 「交通安全運動」や「交通安全講座」を引き続き実施し、交通安全意識の高揚に努めます。	防災情報管財課
		● 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」等に基づき、公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に向けて取り組みます。	道路整備課 住環境整備課 保健福祉環境課
12	快適なまちづくり	● 今後、新たに設置する施設等については、高齢者や障がい者のための特別な仕様でつくるのではなく、すべての人が安全で快適に利用できるまちづくりを進めます。	全課
13	既存の交通体系の見直しと効率化	● 町バス等からなる既存の町の交通体系の効率化、効果的な運行に向けての見直しを行い、買物支援バスやその他の移送サービスと連携を図ります。また地域の実情や利用目的に即した公共交通ネットワークの構築を図ります。	まちづくり課 学校教育課 保健福祉環境課

【行動指針】

区分	取組主体	役割分担
自助	本人、家族	● 施錠・戸締まりをしっかりとっておくなど、普段から気を引き締めて防犯対策をします。 ● 町民一人ひとりが防犯意識を持って、事故や事件を未然に防ぐよう心がけます。 ● 犯罪の起きにくい、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
互助	隣近所、地域	● 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。 ● 犯罪から守るため、福祉サービス利用者等に対して遭遇しやすい犯罪情報を周知します。 ● 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。
共助	各種制度や地域の組織的な取組	● 地域の安全を守るため、防犯パトロール体制を整備します。 ● バリアフリーのまちづくりについて、地域としてできることを考え行動していきます。
公助	行政	● 防犯に関する学習会等の啓発活動を充実させ、地域住民の防犯意識を高めます。 ● 関係機関との密接な連携確保とともに、地域での人材育成の支援に努める等、実効性のある防犯体制の確保に努めます。

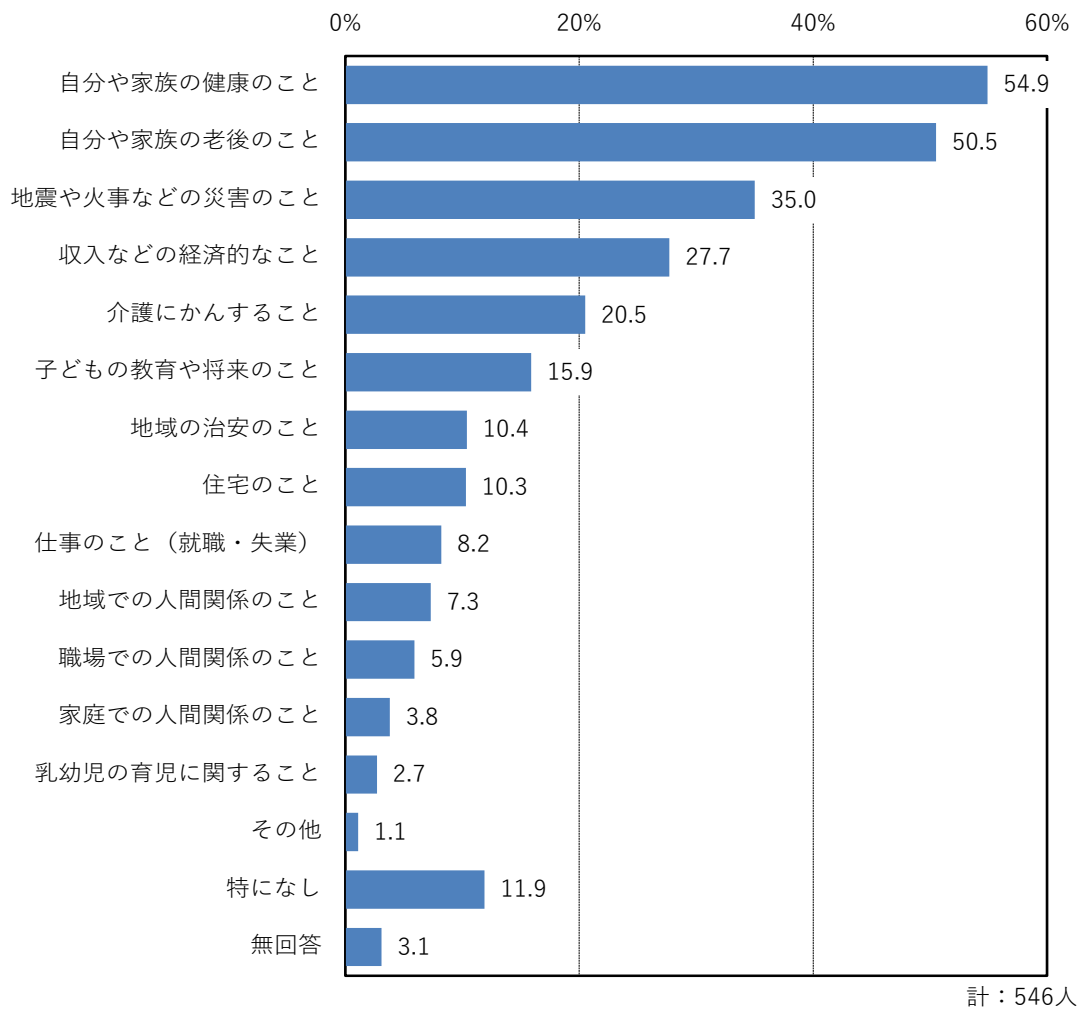
(4) 災害時・緊急時の助け合いの仕組みづくり 重点課題

【現状と課題】

平成 29 年の豪雨被災の翌年、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）災害では、床上浸水や道路、農地災害など、68 件の家屋等建物や宅地に被害が生じました。その後も、令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 8 月豪雨で被災するなど、本町は毎年のように豪雨に見舞われています。アンケート調査結果では、日頃の生活上の悩みや不安として「地震や火事などの災害のこと」（35.0%）が「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」に次いで 3 番目に挙げられており、町民の災害に対する不安は高まっています。

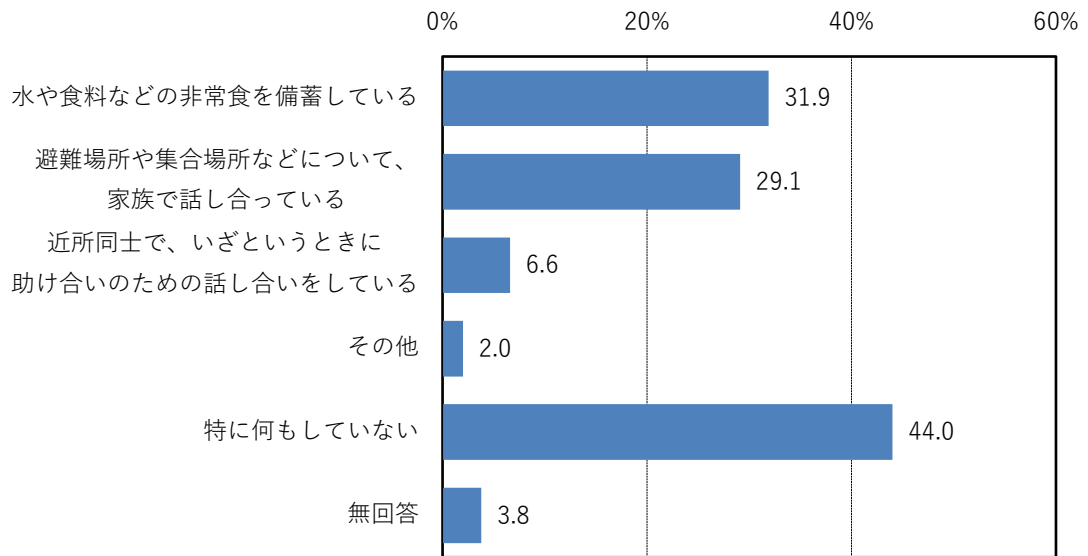
災害発生時に、一人で避難することができないと回答した町民は 11.7% 存在している一方で、44.0% の町民が災害に対する備えを「特に何もしていない」と回答していることから、本町で生じた災害に直面するとともに、各地で頻発する災害のニュースに接することで町民の不安は増大しつつも、具体的な行動までには至っていない現状がみてとれます。

図表 17 日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じているか



資料: 添田町地域福祉に関する町民アンケート調査報告書(令和3年10月)

図表 18 災害に対してどのような備えをしているか



計：546人

資料：添田町地域福祉に関する町民アンケート調査報告書（令和3年10月）

図表 19 令和2年7月豪雨の災害発生を伝える「広報そえだ」



資料:「広報そえだ」(令和2年8月号)

図表 20 令和3年8月豪雨の災害発生を伝える「広報そえだ」



資料：「広報そえだ」（令和3年9月号）

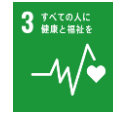
【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
14	緊急時の迅速な情報伝達	災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に住民に正確な情報を提供する体制を整備します。	防災情報管財課
15	防災知識の普及・啓発	災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員・児童委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発を行います。	防災情報管財課 保健福祉環境課
16	防災意識の高揚	各地域での防災訓練や広報活動を通じ住民の防災意識の高揚を図ります。	防災情報管財課
17	「避難行動要支援者支援制度」の推進	地域住民や関係機関と連携・協力しつつ、災害時における要配慮者の支援体制づくりを「避難行動要支援者支援制度」に基づき推進します。	防災情報管財課 保健福祉環境課
		特に、地域との関わりが深い区長と民生委員・児童委員との連携等を通して、要配慮者への的確で、迅速な支援体制づくりを推進します。	防災情報管財課 保健福祉環境課

No.	施策	内容	担当課
18	危機管理体制の整備	様々な災害や不測の事態に備え、県、消防、警察、自衛隊等関係機関との連携を強化し、応援体制の充実を図ります。	防災情報管財課
		災害時における確実な情報伝達手段の確保のため、各家庭に防災ラジオを無償貸与します。 	防災情報管財課
		家族での防災についての話し合いや非常持出品・備蓄品の確認、避難情報の種類や入手方法、避難所などの災害への備えとなる防災情報と土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域などの危険箇所が掲載されている「添田町総合防災ハザードマップ」の周知を図ります。 	防災情報管財課

【行動指針】

区分	取組主体	役割分担
自助	本人、家族	● 自分の身は自分で守るという意識を高め、非常用の持出袋を準備し、災害時の備えをします。 ● 避難場所や安全な避難経路などを家族で確認しておきます。 ● 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。 ● 行政からの広報など、災害時に役立つ情報は分かりやすい所に置いておきます。 ● 災害時にはすぐに避難できるよう防災用品・避難場所・避難経路等を日頃から確認します。
互助	隣近所、地域	● 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。 ● 地域の実情に応じた防災・防犯マップの作成等、コミュニティを通じた自主活動に参加します。
共助	各種制度や地域の組織的な取組	● 地域での防災訓練、避難誘導訓練等を行い、災害時における要配慮者等の支援体制づくりを進めます。 ● 自主防災組織を支援し、災害時や緊急時に支援し合える体制づくりを推進します。
公助	行政	● 災害時への対応に関する学習会等の啓発活動を充実させ、地域住民の防災意識を高めます。 ● 関係機関との密接な連携確保とともに、地域での人材育成の支援に努める等、実効性のある防災体制の確保に努めます。



2 多様なニーズに対応した福祉サービスを提供する

(1) 総合的な相談体制・支援体制の充実 重点課題

【現状と課題】

地域には、何らかの福祉サービスを必要としながらも、どこに相談してよいか分からなかったり、相談に一步踏み出せなかったりする人がいます。住民が相談支援やサービスを受けるにあたり、相談しやすく、必要なサービス情報を容易に得ることができることが大切であり、また、分野をまたがる相談にも幅広く対応できる相談体制の整備も重要です。

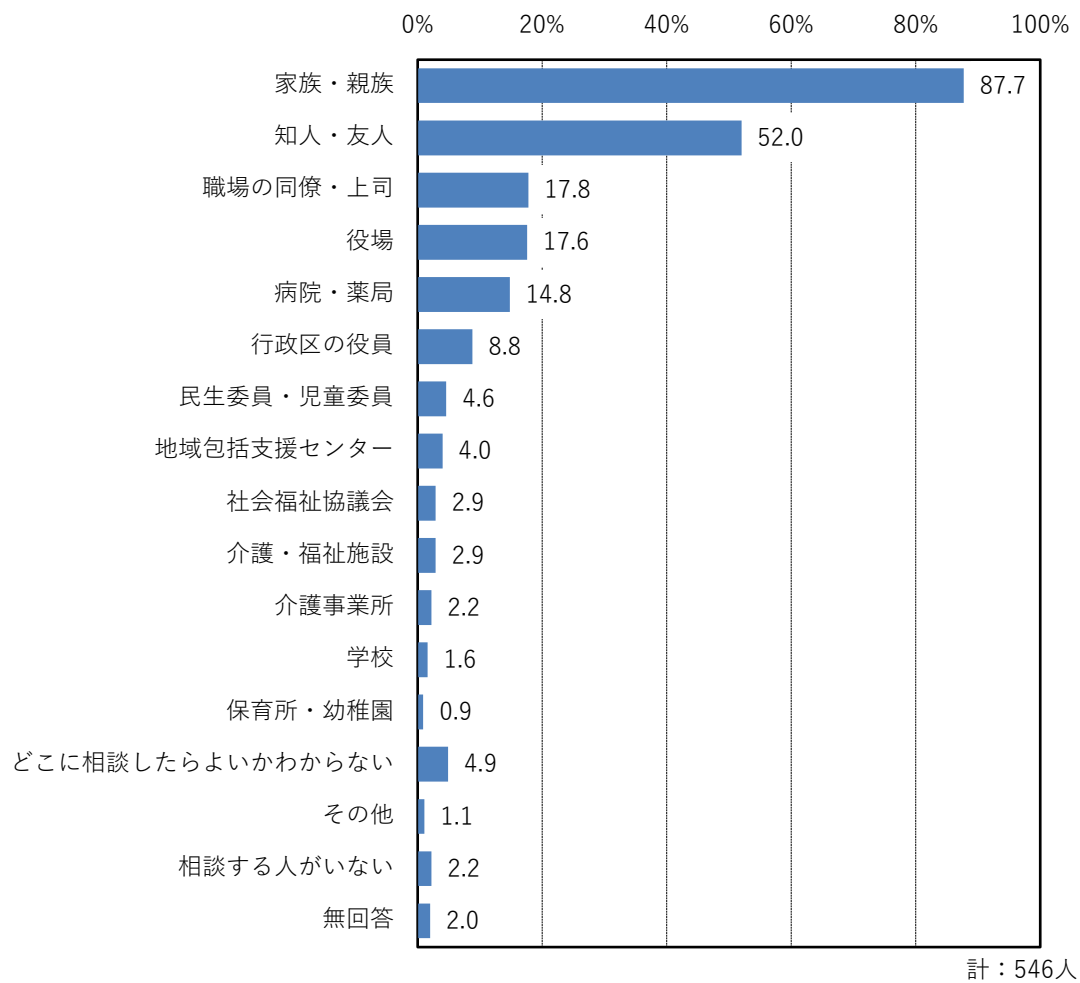
アンケート調査結果からは、不安なことや悩みの相談先は「家族・親族」「知人・友人」との回答が圧倒的ですが、「役場」との回答も 17.6%存在しています。他自治体に比べても、相談先として町民から役場が頼られていることがみてとれます。

近年、複合的な課題を抱える世帯の増加などにより、分野ごとの縦割りの対応だけでは課題の解決は難しくなっています。

複合的な課題を抱えている人にとっては、対象となる課題毎に複数の窓口が存在することは混乱が生じがちであるため、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実が求められることとなりました。また、令和2年6月、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の制定により社会福祉法の一部が改正され、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を行う事業の実施を含む、重層的支援体制整備事業が創設されました。

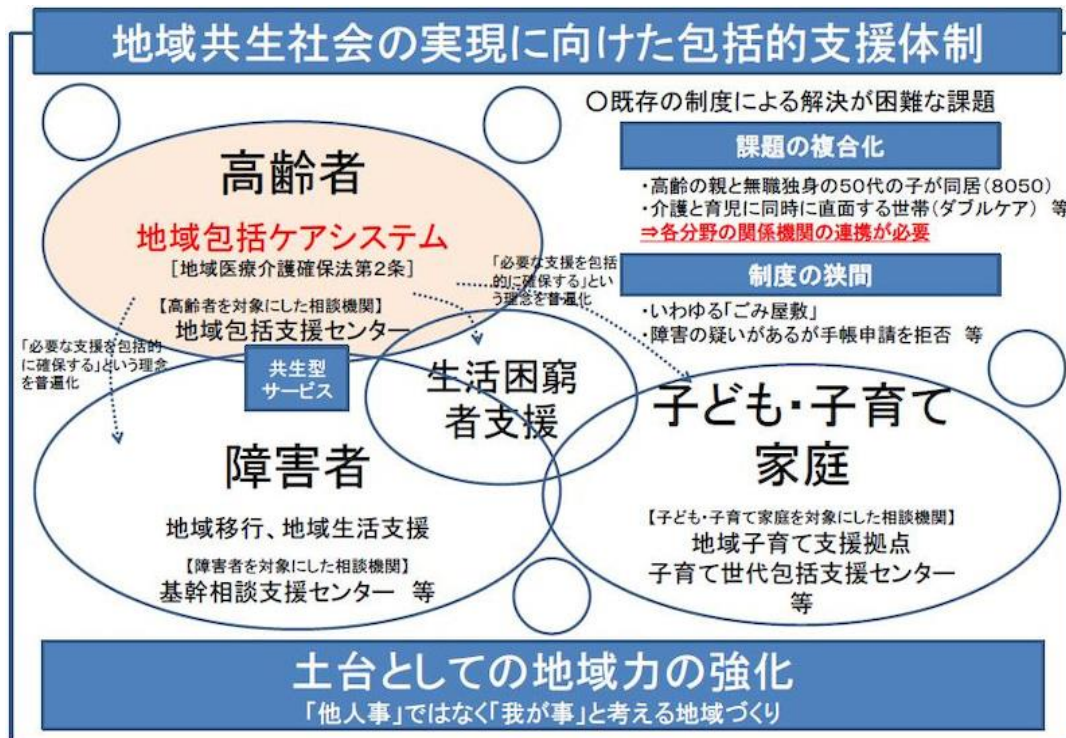
本町では、従来から1つの窓口で様々な課題に対応できるように柔軟な体制となっています。今後もこの体制を維持、充実させることで、住民に頼られる役場となるよう努めます。

図表 21 困ったときにだれに(どこに)相談するか



資料:添田町地域福祉に関する町民アンケート調査報告書(令和3年10月)

図表 22 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



資料:厚生労働省作成資料

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
19	地域に密着したサービスの提供促進	住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、地域に密着したサービスの提供を促進するとともに、事業者やボランティア、NPO等、多様なサービス主体の参入促進を図ります。	保健福祉環境課
20	地域のニーズの把握・検証	地域のニーズの把握・検証とその提供体制の確保に努めます。	保健福祉環境課
21	専門機関における相談窓口の充実	子育てに関する相談について、地域子育て支援センターの体制を充実させるとともに、児童委員や学校との連携を図る等、安心して住み続けられる相談体制の充実に努めます。	保健福祉環境課
		障がい者の地域社会における共生の実現に向けて、専門的な相談への対応等のサービスの充実を図ります。	保健福祉環境課
		複合的な課題を抱える困難事例等の解決について、関係機関のそれぞれの役割を確認し、より利用者のニーズに沿った適切な対応(サービス)が提供できるよう、重層的支援体制に向けた包括的相談支援体制の充実を図ります。	保健福祉環境課
22	情報の共有化による相談機能の充実と職員の資質の向上	関連する団体・機関との連携と情報の共有化を図り、相談者に対する総合的な相談機能の一層の充実を図ります。	保健福祉環境課
		町民のみなさんの相談に十分に対応するための体制の充実や職員の資質の向上を図ります。	総務課

No.	施策	内容	担当課
23	民間機関・施設等の相談体制の充実	町民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実を促進します。	保健福祉環境課

【行動指針】

区分	取組主体	役割分担
自助	本人、家族	- 自分が出来る事を一緒に考え、活動できる仲間を作ります。 - 日常生活で感じている生活課題やサービスに関する問題点を、行政をはじめとする様々な機関や団体に伝えます。 - 生活の様々な問題で悩んだり、福祉の支援が必要となったりした場合等には、進んで相談窓口を活用します。
互助	隣近所、地域	- 地域住民の困りごとについて把握し、まずは地域で解決できる方法がないかを考え、協力します。 - 利用者のニーズに沿った支援のあり方を検討し、NPOやボランティア、その他の地域資源との連携も図りながら、その実現に努めます。 - 近所で福祉の支えが必要と考えられる人や相談先がわからない人がいたら、相談窓口を教え合います。
共助	各種制度や地域の組織的な取組	- 民間の社会福祉法人や事業者では、職員の資質向上を図って相談体制の充実に努めるとともに、町民への情報提供に努めます。 - 地域の各種相談員や各種ボランティアグループ等の組織力を活かし、問題を抱える人が気軽に相談できる環境づくりに努めます。
公助	行政	- 職員の資質向上や総合相談体制の整備等、町民が気軽に何でも相談できる体制づくりに努めます。 - 社会福祉法人・事業者をはじめ、医療機関、学校、社会福祉協議会等地域の多様な社会資源と連携し適切な支援ができる体制を整えます。 - 総合的、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、断らない相談窓口としての相談支援体制の強化を図ります。

(2) 情報提供体制の整備充実

【現状と課題】

本町には行政が提供する公的なサービスや、町社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人が実施しているサービスなどがあり、さまざまなサービスによって地域を支えています。

数多くのサービスがあることは、多様化する生活課題に対する解決の受け皿があるという良い面もありますが、一方では、どこに相談すればよいのか分からなかったり、サービスの内容が分かりにくかったり、サービスの存在すら認知されなかったりする面もあります。

アンケート調査結果をみると、福祉に関するさまざまな情報を「あまり入手できていない」「ほとんど入手できていない」と回答した町民が 61.2%存在しており、また、本町の福祉サービスや福祉活動の情報提供について、「どちらかというと提供されていない」「ほとんど提供されていない」と感じている町民は 45.9%存在していることがわかります。

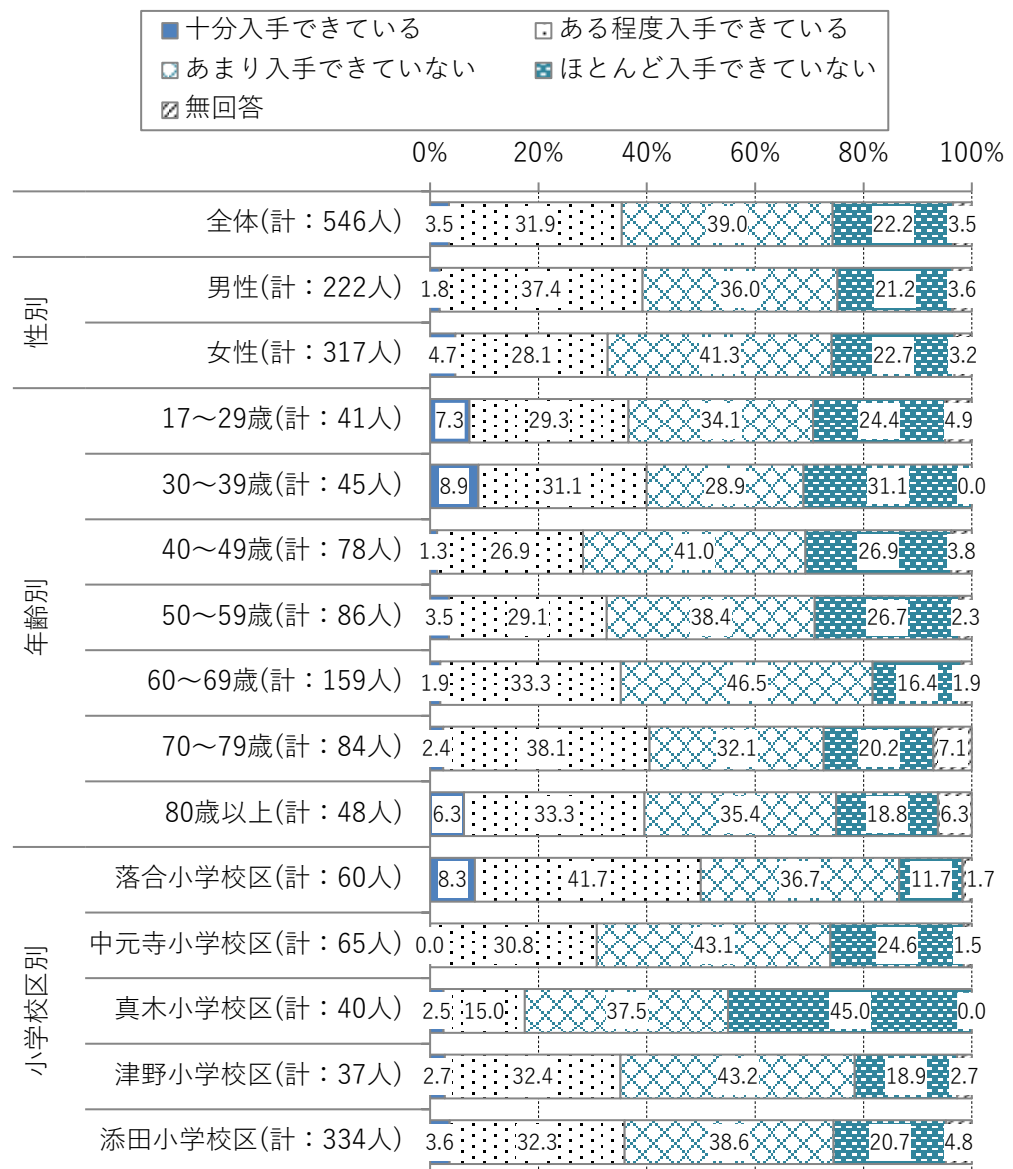
一方で、福祉サービスや福祉活動に関する情報のほとんどを「広報そえだ」(73.8%)、「回覧板」(58.1%)から得ていることがわかっており、本町の情報提供体制に対する厳しい評価は、これらの媒体に対する期待の大きさの裏返しであるともいえます。今後は、町ホームページや SNS 等、インターネットを通じた情報提供など、すべての町民に必要な情報が必要なときに届くよう十分配慮することも求められています。

図表 23 広報そえだ(Web版)



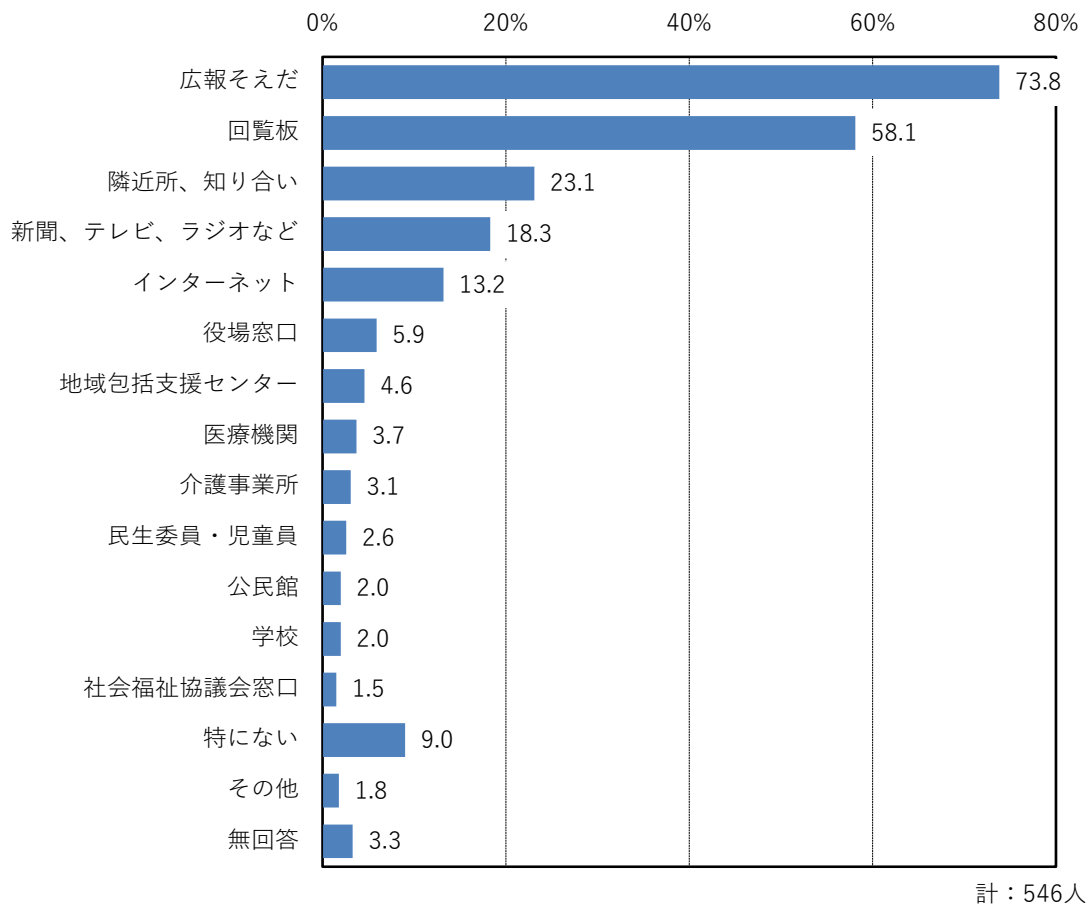
資料:添田町ホームページ

図表 24 必要な福祉サービスの情報を十分入手できているか



資料:添田町地域福祉に関する町民アンケート調査報告書(令和3年10月)

図表 25 福祉サービスや福祉活動に関する情報をどこから入手するか



資料:添田町地域福祉に関する町民アンケート調査報告書(令和3年10月)

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
24	町民へのわかりやすい情報提供	福祉制度やサービス提供の仕組み、さらにはサービス事業者の情報など、分かりやすい情報提供に努めます。	保健福祉環境課
		必要な人に必要な情報が届くよう、町ウェブサイト、広報紙、パンフレット等を工夫し、福祉サービスに関する情報発信に努めます。	保健福祉環境課
		事業者のサービス実施体制、第三者による評価の結果など、事業者の積極的な情報提供を促進していきます。	保健福祉環境課

No.	施策	内容	担当課
25	町政に関する情報提供の充実	● 町政への町民協働を進める視点から、情報公開や広報紙・ホームページの内容の充実を図り、町の施策や事業に関する情報提供体制の充実に努めます。	全課

【行動指針】

区分	取組主体	役割分担
自助	本人、家族	● 町報や町社会福祉協議会の広報紙の他、回覧板や口コミなど様々な地域情報の収集を行います。
互助	隣近所、地域	● 事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、各種相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。 ● 高齢者や障がい者及びその家族に、地域での行事や話し合いへの参加を呼びかけます。 ● 高齢者や障がい者に思いやりの気持ちをもって一緒に情報を共有します。
共助	各種制度や地域の組織的な取組	● 各種ボランティア活動等の相互交流を通じて、互いの情報交換と情報の共有化に努めます。
公助	行政	● 広報紙やホームページ等、情報提供の媒体について、高齢者や障がい者等に配慮し、表示方法、記載方法、伝達方法等を工夫します。

(3) 福祉サービス供給体制づくり

【現状と課題】

地域で、その人らしく安心して自立した生活を送るには、支援を必要とする人が、必要なときに、利用者本位の適切なサービスを利用できる環境が必要です。

適切な情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、関係団体と連携・協働し、利用者が安心してサービスを利用できるよう、行政等による公的な福祉サービスの質の向上を図る必要があります。

住民ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅サービスのみならず、施設・居住系サービスの提供体制の確保を図る必要があります。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
26	関連計画との連携	「添田町高齢者福祉計画」や「第4期添田町障がい福祉計画」等の各施策により、地域住民が安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。	保健福祉環境課
		子育て支援については、「添田町子ども・子育て支援事業計画」の各施策により取り組みます。特に地域子育て支援センター等を活用した地域一体となった相談や情報提供も含めた子育て支援サービスの充実を図り、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに努めます。	保健福祉環境課
		小学生以上の放課後の居場所である学童保育所においては、子どもたちが自立心等の力が育まれるような取組を検討します。	保健福祉環境課
27	福祉サービスの量の確保、質の向上	関係機関やサービス事業所、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、要支援者に対する総合的な福祉サービスの量の確保、質の向上に努めます。	保健福祉環境課
		サービス事業所に対して、福祉サービスの質の向上の必要性や取組等について啓発を行います。	保健福祉環境課
28	地域包括ケアシステムの充実	高齢者等がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を目指します。	保健福祉環境課

【行動指針】

区分	取組主体	役割分担
自助	本人、家族	● 必要なサービスを利用したい時にどんなサービスを利用するか自分で決定します。 ● サービスや制度についての知識を深めるとともに、情報を積極的に収集します。 ● 福祉サービスの利用に際して、事業者等の情報を積極的に活用し、一人ひとりの状況に応じたサービス利用に努めます。
互助	隣近所、地域	● サービス事業者のサービス内容や苦情対応についての情報をできる限り把握します。 ● 判断力が低下した人を見つけた時に、必要なサービスが受けられるよう、関係機関に連絡をします。 ● サービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービスを提供することに努めます。 ● 自分や家族が福祉サービスを利用した経験があった場合には、近所の人とその経験したことについて情報を共有します。
共助	各種制度や地域の組織的な取組	● 社会福祉法人やサービス事業者は、町民の福祉ニーズに的確に対応できるよう質の高いサービスの提供に努めます。
公助	行政	● 高齢者や障がい者、子育て世帯等が適切な福祉サービスを利用できるよう支援します。 ● 福祉サービスの提供に関して、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。

(4) 福祉サービス利用者の権利擁護

【現状と課題】

認知症や知的障がい、精神障がい等によって物事の判断が十分にできなくなると、契約や財産管理が難しくなり、悪徳商法などの被害にあうなど、その権利が侵害されやすくなります。このような権利侵害から、判断能力が十分でない方を守り、尊厳を保ちながら生活できるようにすることが権利擁護です。

高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や、認知症高齢者が増加しており、高齢者が地域で安心して尊厳のある生活をおくるためには、権利と財産を守るための支援や高齢者虐待等から高齢者を守る取組が必要です。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせるよう、障がいを理由とした差別や権利を擁護する取組も必要です。

しかし、権利擁護についての認知度はまだ低いことから、町全体に権利擁護の必要性に対する理解を促していくことが求められます。

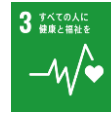
なお、成年後見制度の利用促進に関しては、本計画に包含する形で「成年後見制度利用促進基本計画」（58 頁以降をご参照ください）を策定し、各種取組を明記しています。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
29	高齢者の権利擁護の推進	地域の高齢者が安心して尊厳のある生活を維持することができるよう、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、困難事例への対応、消費者被害の防止等について地域包括支援センターが窓口となり、必要な支援を行います。	保健福祉環境課
30	障がい者の権利擁護の推進	障がい者が安心して尊厳のある生活を維持することができるよう、障がい者虐待への対応、成年後見制度の活用、困難事例への対応等、支援が必要な障がい者に対して継続して権利擁護事業を行い、支援します。	保健福祉環境課
31	子どもの権利擁護の推進	医療、保健、教育、警察等の関係機関によって構築された「要保護児童対策地域協議会」において、情報交換及びケース会議を開催し、児童虐待の防止・早期発見・早期対応を図ります。	保健福祉環境課
32	権利擁護についての町民の周知と理解	権利擁護について広報等を通して町民への周知と理解を図っていきます。	保健福祉環境課

【行動指針】

区分	取組主体	役割分担
自助	本人、家族	● 権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用していきます。
互助	隣近所、地域	● 近所での見守り活動等を通じて権利擁護の必要な人を発見し、相談へつなげられるよう努めます。
共助	各種制度や地域の組織的な取組	● 地域全体で、権利侵害等の早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。 ● サービスを提供する職員への権利擁護に関する意識啓発や正しい理解の普及に努めます。
公助	行政	● 権利擁護に関する制度の周知に努めるとともに、制度利用のための体制の確立を目指します。



3 地域力を高める

(1) 心のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」等の法律や条例が整備されています。

本町にはさまざまな人が暮らしています。地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指しているなか、日頃から支え、支えられる「お互いさま」の関係づくりに向け、一人ひとりの支え合いの意識の向上を図るとともに、すべての住民があらゆる人を分け隔てなく受け入れ尊重することが求められています。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
33	住民に対する意識啓発	人権教育や各種講座の開催などにより、住民一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことの必要性・重要性についての意識啓発を行い地域福祉の意識づくりを行います。	社会教育課
		人権教育の充実により、心のバリアフリーやノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの浸透を図ります。	社会教育課
		学校では、授業などを通じて、児童生徒の地域福祉や心のバリアフリーへの理解を深めていきます。	学校教育課
		障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。	保健福祉環境課
34	障がい者との相互理解と交流の機会の促進	町が主催する行事に誰もが参加できるようにするとともに、障がいの有無に関係なく共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。	全課
		障がいに対する理解を深めるための講演会の開催や地域交流レクリエーション大会等により障がい者との相互理解と交流機会の拡充を図ります。	保健福祉環境課
35	虐待や暴力に関する事案の早期発見	民生委員・児童委員や関係機関との連携を密にし、虐待や暴力に関する事案の早期発見に努めます。	保健福祉環境課
36	関係機関との連携	人権侵害事例を発見・対応するため、県をはじめとする関係機関や地域との連携強化を図ります。	社会教育課

No.	施策	内容	担当課
37	家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供	● ひとりでも多くの人が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域福祉について学習する機会の提供に努めます。	保健福祉環境課
38	福祉体験学習の充実	● 小中学校の児童・生徒がボランティア体験、車椅子体験や高齢者疑似体験等、より多くの体験活動ができるように支援します。	学校教育課 保健福祉環境課
39	人権相談や援護体制の充実	● 人権擁護のため、関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携しながら、人権相談や援護体制の強化・充実に努めます。	社会教育課 保健福祉環境課
40	男女共同参画の推進	● 男女共同参画社会形成に関する啓発や広報活動の充実に努めて、町民の理解を深め、家庭・地域・学校・職場等における慣習・しきたりの見直しや、地域活動における女性の参画やリーダーの育成に努めます。	全課

【行動指針】

区分	取組主体	役割分担
自助	本人、家族	● 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。 ● 地域の活動に積極的に参加することで、地域のことを知り、地域への愛着を高めます。 ● 一人ひとりが人権尊重の意識を醸成し、すべての人に思いやりを持って接するようにします。 ● 家庭で子どもへの福祉教育やボランティア教育をします。 ● 人権問題や男女共同参画に常日頃から関心を強くもち、行動できるように努めます。
互助	隣近所、地域	● 地域で人権を侵害するような状況を発見した際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。 ● 福祉情報の提供や福祉活動の啓発を行います。 ● みんなで協力して、人権が尊重され、差別や排除されることのない地域づくりに努めます。
共助	各種制度や地域の組織的な取組	● 地域や学校で行う研修会等に参加します。 ● 関係団体やボランティア関係団体と協力し、様々な体験の機会や交流の機会を提供します。 ● 人権に関する地域での学習の場を充実します。
公助	行政	● 福祉や人権に係わる情報提供や教育の機会の充実に努めます。 ● 人権に係わる情報提供や教育の機会、人権問題等の相談体制の充実に努めます。

(2) ボランティア活動の活性化

【現状と課題】

地域共生社会を実現するために、町民が「支え手」と「受け手」のいずれかに分かれるのではなく、すべての住民がそれぞれ役割を持ち、住民同士で支え合いができる地域を目指して行くことが重要です。

本町は、高齢者を含めた全ての年齢階層で人口が減少している途上であり、「添田町人口ビジョン」によると、今後もその傾向は継続する見込みです。

特に、現在、地域福祉の重要な担い手である、いわゆる「団塊の世代」が 2025 年に 75 歳以上の後期高齢者になることで、今後、地域福祉の担い手不足が深刻化することが見込まれています。

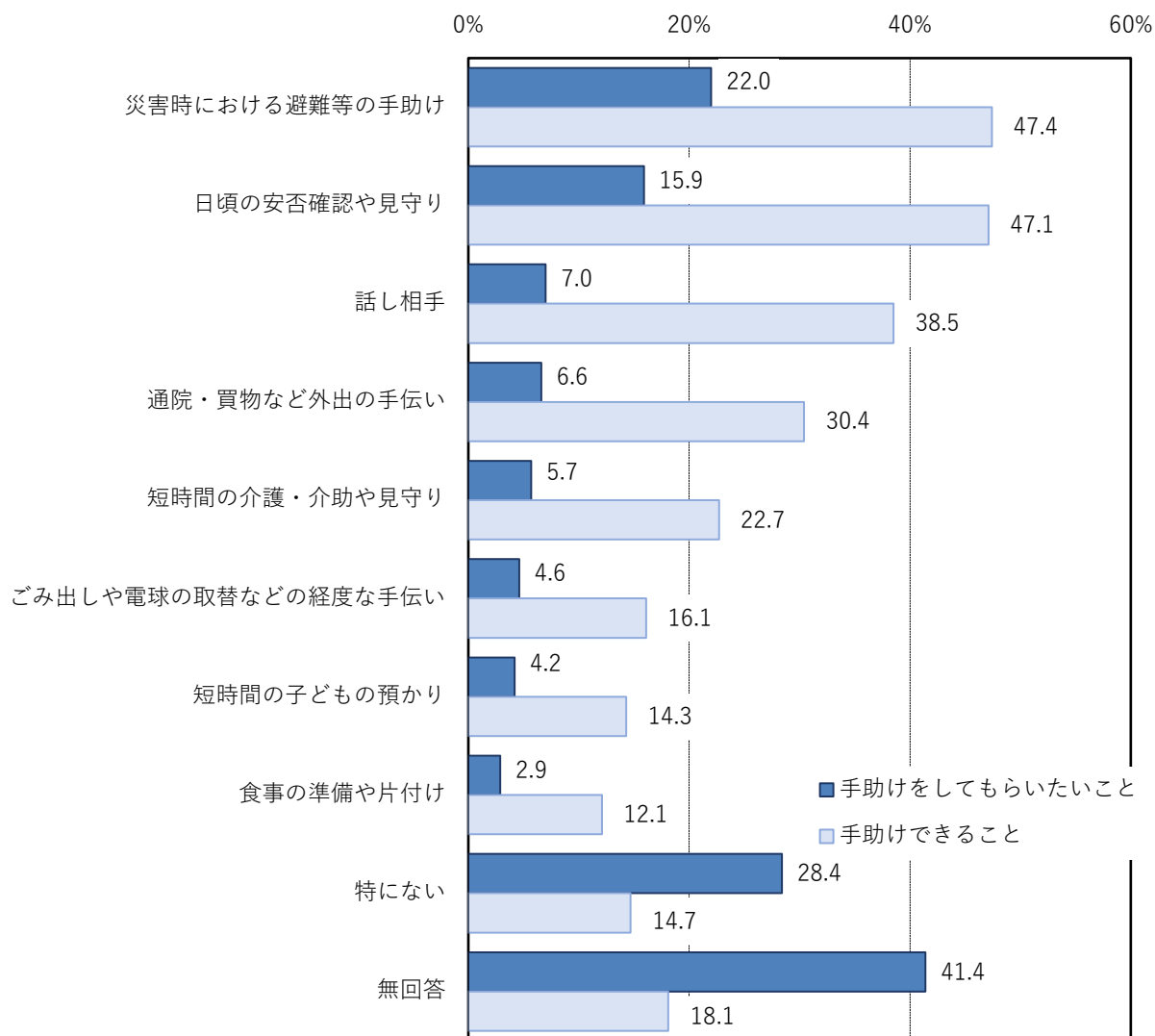
アンケート調査で、近所づきあいの中で手助けしてもらいたいこと、手助けできることを尋ねたところ、すべての具体的な項目において、手助けしてもらいたい人の数を大幅に上回る「手助けできる」と回答した人が本町に存在することが分かりました。

多くの住民は、地域で困っている人を自分のできる範囲で支えたいとの意向を有していることが分かります。地域の福祉に関心が高いこのような住民の気持ちを汲み取り、住民の「困りごと」と「手助け」のマッチングを十分に行うことが今後の課題といえます。

ボランティアは地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決のため、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されています。そのため、さらなる活動の充実や人材の育成が求められており、今後もボランティアに対する理解と関心を促し、次代の地域福祉を担う人材を育成し担い手を確保していく必要があります。

ボランティアへの参加意欲を高める仕掛けづくりを工夫し、活動人口の増加を図るとともに、ボランティア団体の活性化を図るためのリーダーの発掘・育成にも力を入れていくことが望まれます。同時に、ボランティアの果たす役割・意義等を社会全体として理解していくことも、ボランティア活動の発展に欠かすことができない重要なポイントになると考えられます。

図表 26 近所つき合いの中で「手助けをしてもらいたいこと」「手助けできること」



計：546人

資料：添田町地域福祉に関する町民アンケート調査報告書（令和3年10月）

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
41	ボランティア活動の普及・啓発	町広報や社会福祉協議会のホームページ等を活用し、ボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。	全課
		学校におけるボランティア体験学習の継続実施により、児童生徒への理解を深めます。	学校教育課
		若年層の町民も参加しやすいボランティア講座や体験事業の充実に努めます。	全課
		若年層を中心に次代のボランティア活動を担うリーダー等人材の育成に努めます。	全課
42	活動支援の充実	ボランティアやNPO等が積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実に努めます。	全課
43	福祉分野での協働のまちづくりの推進	「添田手話の会」や「お手伝いの会」等の住民が主体となって行う福祉分野でのまちづくり活動を支援し、協働のまちづくりを推進します。	保健福祉環境課
44	関連機関との連携	ボランティア、各種団体、福祉施設、企業等が連携し、町内の地域特性に応じた社会貢献活動や町民協働の推進を図ります。	全課

【行動指針】

区分	取組主体	役割分担
自助	本人、家族	● 無理のない程度でボランティアに参加します。
互助	隣近所、地域	● 近所に支援を必要としている人がいる場合は、近所の人たちでできるだけ助け合いの心をもって支援していくように努めます。
共助	各種制度や地域の組織的な取組	● 地域の中でボランティア活動をする人を育成、支援します。
公助	行政	● 町民のボランティアへの意識を高めたり、活動内容を広く周知したりする機会づくりに努めます。 ● 社会福祉協議会と連携し、様々な機会や情報の提供に努め、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の推進を図ります。

(3) 地域全体で支え合う体制づくり

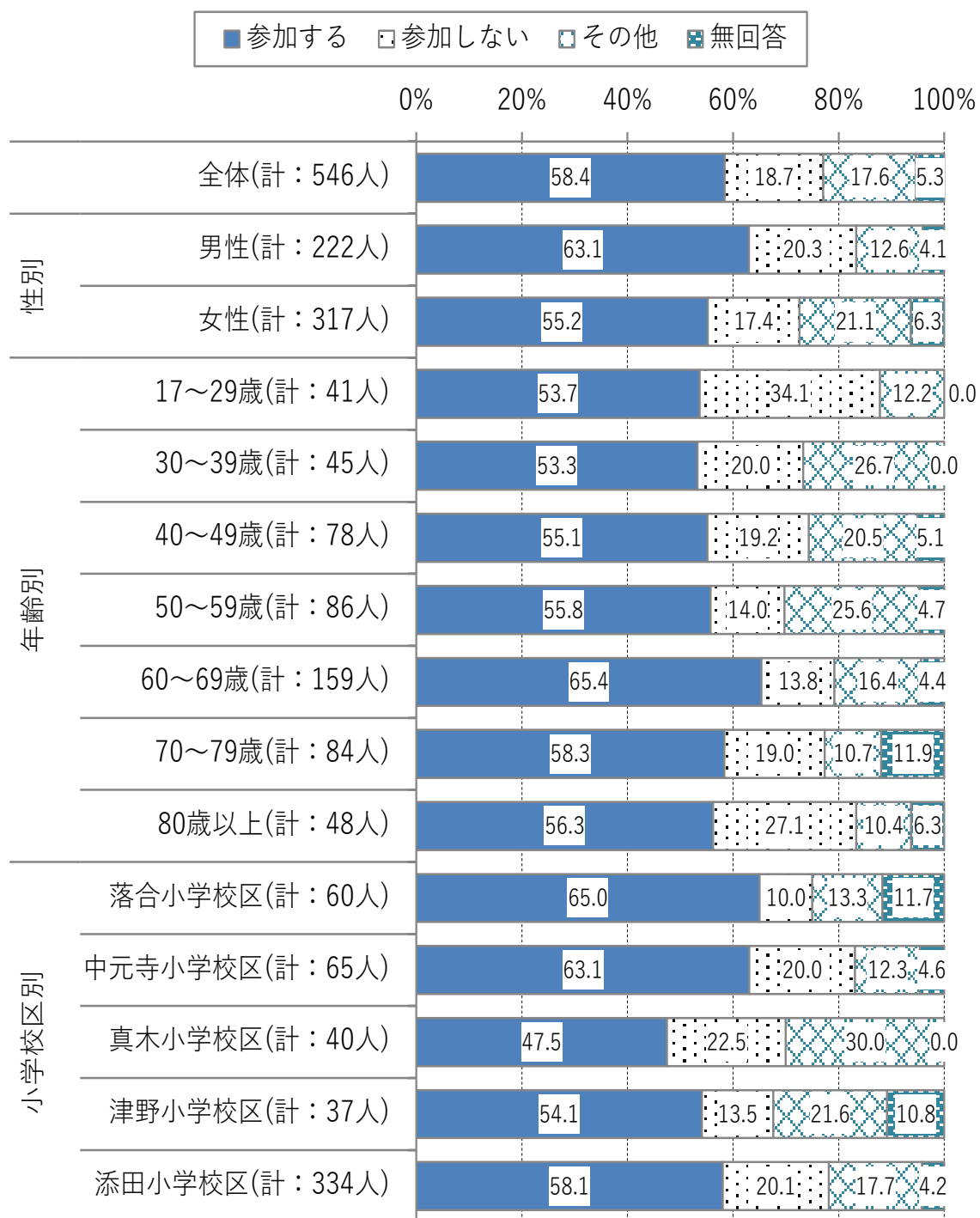
【現状と課題】

少子高齢化、核家族化に加え、生活様式の変化、価値観の多様化などによって、地域のつながりはどんどん希薄になってきています。アンケート調査結果からは、地域の課題として「世代間の交流や付き合いが少ない」と回答した人の割合が最も高くなっており、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が定着しつつある中で、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることがますます困難な状況となっている様子がみてとれます。

また、年代にかかわらず、8割以上の町民が「地域の福祉課題に対し住民相互の自主的な支え合い、助け合いが必要である」と考えていること、若い世代が近所との関係を構築できていない傾向があるのはことさら「人間関係がわずらわしい」という理由のみではないこと、住民同士の自主的な支え合い、助け合いの活動に参加をもとめられた場合、若い世代も含めすべての世代で5割以上の町民が「参加する」と回答していることから、若い世代も含め、本町民は地域への関わりの意識がむしろ高いことがうかがえます。

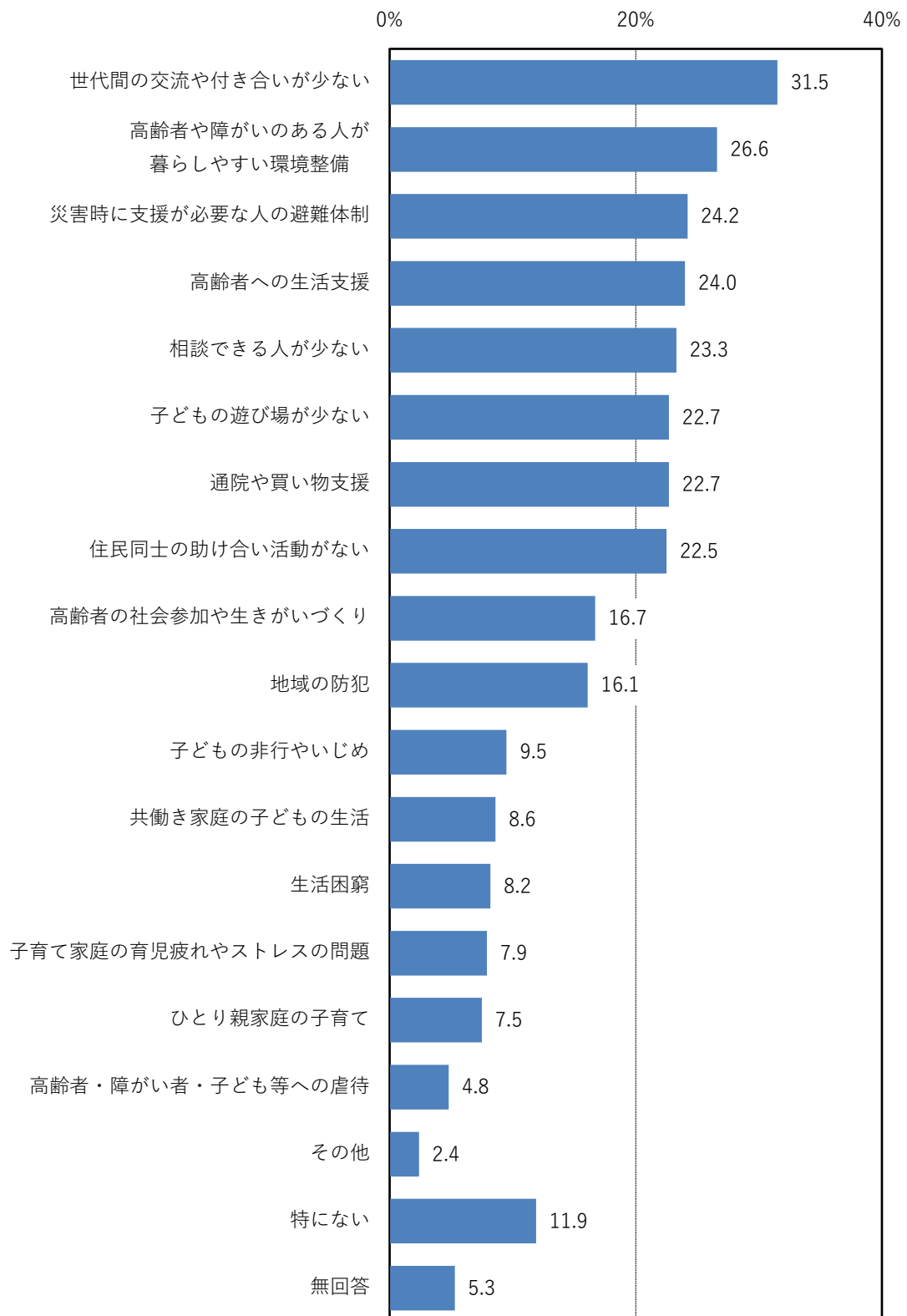
これら住民の地域福祉に対する意識の高さを汲み取りながら、地域全体で支え合う体制づくりを進めていく必要があるといえます。

図表 27 住民同士の自主的な支え合い、助け合いの活動に参加を求められたらどうするか



資料：添田町地域福祉に関する町民アンケート調査報告書（令和3年10月）

図表 28 地域の福祉に関して感じる問題や課題



計：546人

資料：添田町地域福祉に関する町民アンケート調査報告書（令和3年10月）

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
45	コミュニティ活動の維持	行政や組への加入促進を図るとともに、地域の実情に合わせたコミュニティの形成を促進します。	総務課 総合企画財政課
46	「町民参画による協働のまちづくり」の推進	地域担当職員と地域住民の連携を強化し、「協働のまちづくり」を推進していきます。	総務課 総合企画財政課
47	公民館との連携	公民館、地域住民が連携し、地域課題の共有と福祉推進を図る活動を進めます。	社会教育課 保健福祉環境課
48	社会参加機会の充実	地域のひとり暮らし高齢者や障がい者、子育て中の親子等、孤立しやすい人々が社会参加できる機会の充実に努めます。	保健福祉環境課
49	地域行事を通じた住民交流の促進	地域において昔からの行事や地域イベントを支援し、地域での住民相互の交流やふれあいの機会づくりに努めます。	まちづくり課
50	地域の活動拠点の充実	地域における活動拠点の確保・充実のため、公民館の改築・修繕等についての支援を行います。	社会教育課

【行動指針】

区分	取組主体	役割分担
自助	本人、家族	● 地域活動については、自分に合った活動に努め、交流行事にも積極的に参加します。 ● 高齢者との交流や支援の大切さについて、家庭で子どもに教えます。
互助	隣近所、地域	● 地域のイベントや行事等の交流機会への積極的な参加を近所の人にも呼びかけます。
共助	各種制度や地域の組織的な取組	● 地域において、社会福祉協議会の事業との連携を深め、地域としての問題解決力の向上に努めます。 ● 地域の住民への地域活動に関する情報を提供するとともに、住民各層が参加できる機会づくりに努めます。
公助	行政	● まちづくりのリーダー育成に努めます。

V 成年後見制度利用促進基本計画



I 計画策定の経緯

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、促進法）」を平成 28 年 4 月 15 日に公布し、同年 5 月 13 日に施行しました。また、この促進法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画（以下、基本計画）」が平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定されました。

今回、国の基本計画に基づいた本町における成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画と一体的に策定することとしました。

成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として本制度を利用することができるよう、権利擁護支援の体制を整備することを目標に取り組を進めます。

2 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が不十分な高齢者や障がい者に代わり、成年後見人等が財産管理等を行うことで、本人の権利を守り生活を支援するための制度であり、判断能力の不十分な高齢者等を支える重要な手段となっています。

判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や身のまわりの介助のための介護サービス、施設への入所などに関する契約などを結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。

このような人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

成年後見制度は、本人保護を根本とし、本人の意思や自己決定権の尊重もその理念とされています。保佐又は補助開始の申立てをする場合に、家庭裁判所では、できる限り本人の意向を聴き、代理権の付与等には本人の同意を必要とするなど、本人の意思を尊重する制度が取り入れられています。なお、本計画は、成年後見制度利用促進法第 23 条に定める計画として策定するものであり、計画期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

3 今後の取組

親族、福祉・医療・地域等の関係者等が一体となり、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談や対応体制の整備」、「意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を目指します。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
51	本人を中心としたチームの形成	● 後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進めます。	保健福祉環境課
		● 後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みづくりを進めます。	保健福祉環境課
52	成年後見制度の広報・啓発活動	● 成年後見制度の特長や留意点に関する啓発に努め、制度の理解促進を図ります。	保健福祉環境課
		● 地域において権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に繋がります。	保健福祉環境課
53	相談窓口の明確化と早期支援	● 成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。	保健福祉環境課

No.	施策	内容	担当課
54	身上保護の充実・後見人支援	● 後見人が本人の意思を尊重した身上保護を円滑に行うことができるよう、「チーム」による支援を推進します。	保健福祉環境課
		● 親族後見人等が安心して後見業務に取り組むことができるような相談体制のあり方や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われるための後見人支援のあり方について、協議を進めます。	保健福祉環境課
55	多職種による検討の場の設置	● 虐待や権利侵害に対応するため、多職種による検討の場の設置及び仕組みの整備を進めます。	保健福祉環境課
56	障がい者への虐待防止	● 障害者虐待防止法及び障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。	保健福祉環境課
57	障がい者の権利擁護の充実	● 関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する研修会や講座等への参加を勧奨し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進するとともに、地域における権利擁護の方策などについて検討します。	保健福祉環境課

VI 再犯防止推進計画



Ⅰ 計画策定の経緯

平成 28 年 12 月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされ、国においては、平成 29 年 12 月に「再犯防止推進計画」を策定するとともに、福岡県においても同法第 8 条に基づき平成 31 年 3 月に「福岡県再犯防止推進計画」が策定されました。

こうした動きを受け、再犯防止推進計画を、地域福祉計画と一体的に策定することとしました。本計画では、再犯の防止に留まらず、全ての地域住民を対象として、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指していきます。

2 計画策定の趣旨

罪を犯す人には様々な背景があります。刑期を終えて出所しても帰る場所すらない人も多く存在し、安定した仕事や住居を失った結果、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えています。それらの中には、障がいのある人や認知症などがある高齢者も少なからず存在しており、地域社会とも行政ともつながることができず孤立することで、結果として犯罪を繰り返してしまう人もいます。

令和 2 年版犯罪白書によると、刑法犯の認知件数は平成 14 年に戦後最多となった後減少傾向にあり、令和元年には戦後最少を更新していますが、再犯者による犯罪が全体に占める割合は非常に高い水準になっています。

さらに、刑務所へ再入所した人のうち、約 7 割が再犯時に無職であったという報告もあります。仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約 3 倍高く、不安定な就労状況が再犯リスクに結びつきやすいことがわかっています。

こうした状況を踏まえて、再犯につながる前の早い段階で適切な行政サービスにつなげることが必要となっています。地域福祉の観点から、地域における顔の見える関係づくりのもと円滑な社会復帰に向けた支援を行うことで、社会の安全にもつながるといえます。なお、本計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める計画として策定するものであり、計画期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

3 今後の取組

犯罪をした人々の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援に加えて、地域社会の受け入れ体制をつくることが重要です。

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの一環として、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

(1) 児童生徒の健全育成

将来を担う児童生徒の健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行少年等が退学等により居場所を失い、必要な支援から遠ざかってしまうことがないようにすることも重要です。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
58	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の一体的推進	児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環とし、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進します。	学校教育課
59	児童生徒の非行の未然防止等	小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。	学校教育課
		問題を抱える少年等の立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所等と少年サポートチームを編成するなど、関係機関との連携を図り、日常的なネットワーク体制を構築します。	学校教育課 防災情報管財課

No.	施策	内容	担当課
60	学校等と連携した立ち直り支援	● 学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が緊密に連携して立ち直りを支援します。	学校教育課 総務課
61	少年・若年者に対する支援	● 非行のある少年等の立ち直りを支援する団体等の活動（スポーツ大会、レクリエーション、社会体験活動等）を、活動場所の提供等により支援します。	社会教育課

(2) 薬物依存に関する治療・支援

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者としての側面がある場合も多いことから、適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を促し、専門的治療・支援を提供できる保健・医療機関等の整備、支援者の人材育成、民間支援団体の活動支援等を通じて薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に行うことが重要です。

薬物などの依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、大きな影響を与えることから、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことが必要です。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
62	薬物依存に関する治療・支援につなげる取組	● 法務省と厚生労働省が策定した「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」等に基づき、治療・支援につなげる取組を行います。	保健福祉環境課
		● 薬物依存に関する相談窓口を設置し、保護観察所や更生保護施設と連携して、薬物依存からの回復に取り組もうとする方に対する相談支援を積極的に行います。	保健福祉環境課

No.	施策	内容	担当課
63	薬物事犯者の家族に対する支援	規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。	総務課 防災情報管財課 保健福祉環境課
64	再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	再犯防止啓発月間(7月)において、各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。	総務課

(3) 出所後の住居確保支援

犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま出所する人がいます。刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されておらず、また、出所後の住居が確保されていない人はより再犯に至りやすいことが明らかとなっています。

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であることから、対策を講じる必要があるといえます。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
65	住宅セーフティネット制度の活用促進	刑余者等に対して、福岡県と連携しながら、居住支援法人の紹介など住居確保の情報提供に努めます。	総務課 保健福祉環境課

(4) 出所者に対する就労支援

刑務所に再び入所した者のうち約7割は再犯時に無職であると言われています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍となっており、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。再犯防止に向けて就労を確保し生活基盤を安定させることが重要です。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
66	就職に向けた相談・支援等の充実	障害者就業・生活支援センター（障害者就業・生活支援センターじゃんぷ）や、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者の特性に応じた就職、就労定着を図ります。	総務課 保健福祉環境課
		少年サポートセンター、ハローワーク等と連携して非行少年の就職及び就労の定着を図ります。	総務課
		就労支援に関する制度及び支援窓口が、少年や犯罪をした者等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。	総務課 防災情報管財課
67	犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上	福岡県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受入れに賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。	総務課 防災情報管財課

(5) 関係機関との連携強化

地域での再犯防止活動の推進には、関係する機関等の連携強化がとても重要です。

【具体的な取組】

No.	関係機関等	内容	担当課
68	保護司会	添田町保護司会への補助金の交付など、更生保護活動を行う保護司会の活動に対する支援を行います。	総務課
69	田川警察署	田川警察署との連携により、防犯教室や犯罪防止教室等を実施します。	防災情報管財課
70	その他	その他の関係機関や民間団体等が連携・協力して、犯罪をした人等の立ち直りを支援することにより、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。	総務課 防災情報管財課 保健福祉環境課

VII 自殺対策計画



Ⅰ 計画策定の経緯

わが国の自殺者数は平成 10 年に年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していました。このため、平成 18 年に「自殺対策基本法」を施行し、国をあげて総合的な自殺対策の取組を推進してきました。その結果、平成 22 年以降、自殺者数は減少傾向に転じ、平成 27 年には平成 10 年の急増前の水準まで減少しました。

しかし、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされている現状にあります。

平成 28 年4月には「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

また、画一的な取組から地域における実践的な取組へと転換を図っていくことが必要という考え方に基づき、平成 29 年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本町では、「添田町健康増進計画」において、「こころの健康」分野の取組を進める中で自殺対策を行ってきましたが、令和3年3月に、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして」を基本理念に「添田町自殺対策計画」を策定しました。地域福祉計画の見直しに際し、地域ぐるみで新たに自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として改訂し、本計画と一体的に策定することとしました。

2 計画策定の趣旨

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。このため、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。なお、本計画は、自殺対策法第 13 条第 2 項に定める計画として策定するものであり、計画期間は令和3年度から令和 8 年度までの6年間とします。

3 今後の取組と数値目標

本計画では、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して、地域全体で自殺対策を推進できるまちづくりに取り組むことで、下記に挙げる数値目標を掲げます。

・自殺死亡率（人口 10 万人あたり）

国の大綱における目標に準じて、令和 8 年までに自殺死亡率を、平成 29 年の 15.2% と比べて、5ポイント以上減少させます。

2014～2018 年(現状)	2019～2026 年(目標)
15.2%	10.0%

・男性の飲酒の頻度の減少と女性の睡眠不足の減少

本町特定健診質問票によると 52.6%の男性が「毎日飲酒」と答えており、国や県より高い状況です。保健事業を通じて適切な飲酒量及び睡眠による休養を充分にとるための普及啓発に努めます。

	2018 年(現状)	2026 年(目標)
毎日飲酒(男)	52.6%	48.0%
睡眠不足(女)	23.9%	18.0%

(1) 理解の促進と意識の醸成

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であるとともに、誰にでも起こり得る身近な問題です。また、自殺の危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現実があります。そのような心情や背景への理解を深め、「危機に陥った場合は誰かに助けを求め」という意識が社会全体の共通認識となるよう周知及び啓発を行う必要があります。

本町におけるあらゆる啓発の場を生かして、自殺の問題は一部の人だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、町民への理解促進を図ります。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
71	広報紙等による周知	「広報そえだ」や町のホームページなど様々な媒体を活用し、自殺対策関連情報を誰にでも分かりやすく周知し理解を促進します。	保健福祉環境課
72	DV対策の周知	啓発活動を通じて、DVに関する正しい理解を促進するとともに、売春防止法による女性相談及び配偶者等の暴力相談、DV被害者の安全確保のための一時保護を行います。	保健福祉環境課
73	自殺予防週間等における啓発	「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」等において、自殺予防に関する様々な啓発活動を行います。	保健福祉環境課
74	人権尊重についての講演会	人権尊重についての講演会など様々な機会を通じて人権の大切さや基本的人権についての理解を促進し、豊かな人権感覚を養います。	社会教育課
		講演会などを通じて、孤立や孤独感を抱くことのない地域づくりを目指します。	保健福祉環境課
75	町職員への研修	町職員に対して、人権に関する研修等への参加を促進し、人権意識の向上に努めます。	総務課
76	地域自殺対策啓発事業の実施	夏休み前に小学校高学年・中学生及び保護者を対象に自殺予防啓発を行います。	学校教育課
		9月の自殺予防週間や3月の自殺予防強化月間には自殺予防啓発チラシやホームページ等により、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図ります。	保健福祉環境課

(2) こころの健康づくりと相談支援体制の充実

自殺に至る経緯は経済的な問題や就労上の問題、家族・親族関係など、様々な事柄が複雑に絡み合っているとされています。「健康問題」は自殺の要因の一つではありますが、職場におけるストレスチェック等で「うつ病」を早期発見するなど、自殺リスクの高い人を早期に発見し、適切な情報の提供や相談へとつなぐ取組の充実が必要です。

地域共生社会の視点から、包括的な相談支援体制の構築が求められています。

保健・医療・福祉をはじめとした様々な分野において、誰でも、いつでも気軽に相談することができる相談窓口を充実し、福祉サービスの提供を通じて複雑・多岐にわたる問題に適切に対応できる相談支援体制を充実します。さらに、子育て中の保護者などの、孤立を防ぐための居場所づくりに取り組み、地域全体の自殺リスクの低下を図ります。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
77	町職員対象のゲートキーパー養成講座	● 町職員に対してゲートキーパー養成講座への参加を促進し、自殺予防に取り組める人材の育成を図ります。	保健福祉環境課
78	地域におけるゲートキーパーの養成	● 地域における自殺予防に取り組めるゲートキーパーを養成します。	保健福祉環境課
79	こころの悩み相談	● こころの悩みに関する相談に応じ、相談窓口等の周知に努めます。	保健福祉環境課
80	健康相談・家庭訪問	● 電話や訪問・来所による個別相談、本人や家族・関係機関等からの相談・依頼による家庭訪問の機会において、自殺リスクを抱えていると思われる人に対して必要な支援につなげます。	保健福祉環境課

(3) 自殺を予防する環境づくり

本町においても一人暮らし高齢者の増加やライフスタイルの変化に伴い、地域とのつながりが希薄になっています。加えて、コロナ禍によって外出自粛が続き、ますます地域の課題が見えにくくなっています。このような状況の中、自殺防止を視野に入れた見守り活動がより一層重要となってきます。

悩みや不安など、生きることの「阻害要因」を減らすだけでなく、自己肯定感や信頼できる人間関係、社会参加の促進など、生きることの「促進要因」を増やすための取組も重要です。

自殺対策の総合的な推進に当たっては、多様な支援制度の活用促進をはじめ、家庭や地域、企業、学校など、あらゆる場における幅広い自殺対策の推進に向けて、地域の多様な関係者の連携・協力を促進し、自殺対策のネットワークづくりを図ります。

近年、本町において毎年のように豪雨災害が発生しています。被災者に寄り添う視点も自殺対策では重要であることから、防災の取組に自殺対策の視点を反映させます。

【具体的な取組】

No.	施策	内容	担当課
81	民生委員・児童委員による支援	● 民生委員・児童委員の活動として地域住民の悩みや相談に応じた適切な関係機関へつなぎます。	保健福祉環境課
82	地域自立支援協議会による支援	● 田川地区障がい者自立支援協議会において、多職種・多機関が連携し、医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築することにより、障がい者の地域生活を支援します。	保健福祉環境課
83	被災者のメンタルヘルス対策	● 災害発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進します。	防災情報管財課
84	学校 de 芸術文化体験の推進	● 全小学校を対象に生徒や保護者を対象に芸術文化に関する体験事業を行います（美術、演劇、ダンスなど）。	学校教育課

No.	施策	内容	担当課
85	佐藤知也給付型奨学金事業の推進	● 添田町出身の篤志家佐藤知也氏からの寄附金を原資として、大学生を対象に給付型奨学金を給付します。	学校教育課
86	添田町奨学金事業の推進	● 田川地区で統一した制度で行う給付型奨学金事業、大学生を対象に入学資金給付、修学資金給付を実施します。	学校教育課
87	シニアパワーアップ塾支援事業	● 「シニアパワーアップ塾」の活動を充実させるため、研修会を実施するほか、活動に対する支援を行います。	社会教育課
88	中山麻子給付型奨学金事業の推進	● 添田町の中山産婦人科院長中山麻子氏からの寄附金を原資として、大学生等を対象に給付型奨学金を給付します。	学校教育課

4 県、その他の関連機関との連携

自殺対策を進めるにあたり、県や民間団体との連携は必要不可欠です。特に人口が少ない本町では、単独では実施困難な事業もあり、県や民間団体等が実施している事業を活用し、連携する事でより活発に取り組んでいきます。

相談窓口・内容	相談方法	連絡先等
心配ごと相談	毎月第1・第3火曜日 10時～15時	そえだジョイ 0947(82)5600
無料法律相談	年間に1回無料で利用可 ※詳細については問合せ下さい	保健福祉環境課 0947(82)1232
無料法律相談(巡回)	2か月に1回実施 ※詳細については問合せ下さい	保健福祉環境課 0947(82)1232 開催場所:オークホール
困りごと相談室	月～金(9:30～17:30)	福岡県自立相談支援事務所 0947(44)-8631
法テラス福岡	月～金(9:00～17:00)	050(3383)5502
心の電話(筑豊)	月～金(18:00～21:00) 盆休み	0948(29)2500
こころの健康相談電話	月～金(9:00～12:00、13:00～16:00)	092(582)7400
生活保護について	月～金(9:00～17:00)	田川保健福祉事務所 0947(42)9324
民生委員・児童委員	各地域の民生委員に直接相談	保健福祉環境課 0947(82)1232
ふくおか自殺予防ホットライン	24時間 365日対応	092(592)0783
福岡いのちの電話	24時間 365日対応	092(741)4343
北九州いのちの電話	24時間 365日対応	093(653)4343
子ども支援オフィス	月～土(9:30～17:30) 祝日実施 土曜日は電話相談のみ	グリーンコープ生活協同組合ふくおか(福岡県委託事業) 田川オフィス 0947(44)8612
福岡県ひきこもり地域支援センター(サテライトオフィス)	月～金(9:00～17:00) 祝日及び年末年始を除く実施	社会福祉法人グリーンコープ(福岡県委託事業) 筑豊サテライトオフィス 0947(45)1155

VIII 計画の実現のために

I 関係機関等との連携・協働

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、行政や社会福祉協議会だけではなく、住民一人ひとりと地域の団体や事業所との協働による取り組みが不可欠です。

また、地域福祉をはじめ、成年後見制度利用促進、再犯防止、自殺対策に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、これらの庁内関係各部門との連携が大切になってきます。

行政区長会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、福祉事業者、医師会、歯科医師会、学校、PTA、NPO、ボランティア団体やその他各種団体などは、地域福祉の重要な担い手となりますが、計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手の特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、目標に取り組み、お互いに連携を図り、協働して「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。

地域福祉の担い手との連携が進められるよう、計画書は、ホームページや広報誌等で周知を図るとともに、計画の策定にご協力をいただいた関係機関・団体などに計画書を配布し、活動している場を通じた普及、啓発をはじめ、様々な機会を活用して計画の理解と協力を求めています。

2 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、添田町地域福祉計画策定審議会において、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行います。また、地域の状況やニーズ、国の社会福祉制度の動向など、社会経済情勢を踏まえながら、必要に応じて計画の進捗状況や改善点を把握します。



Ⅰ 添田町地域福祉計画策定審議会 設置規則

添田町地域福祉計画策定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、添田町附属機関の設置に関する条例（平成24年添田町条例第26号）第2条の規定に基づき、添田町地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項についての審議を行う。

- (1) 添田町地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業者の代表者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 公共的団体等の代表者
- (5) 町民
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉環境課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 添田町地域福祉計画策定審議会 構成委員名簿

添田町地域福祉計画策定審議会委員

	氏名	所属	備考
1	佐野 麻由子	福岡県立大学	会長
2	谷 政利	添田町行政区長会	副会長
3	畠田 学	添田町行政区長会	
4	加来 満代	社会福祉法人友あい会	
5	崎山 亮	社会福祉法人添寿会	
6	照瀬 保道	添田町社会福祉協議会	
7	鈴見 聡	添田町民生児童委員会	
8	角崎 久美	添田町民生児童委員会	

3 用語集

[あ行]

NPO

Not-for-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、さまざまな分野において社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

[か行]

コミュニティ・ソーシャルワーカー

地域の中で支援を必要とする人の困りごとを共に考え、援助することを通じて、地域と人々とを結び付け、生活支援や公的支援制度の活用を調整する福祉の総合相談員。

[さ行]

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

ソーシャル・インクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

[な行]

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。

ネットワーク

社会福祉の領域では、人間関係のつながりの意味で用いることが多く、具体的には、地域における住民同士の情報交換や交流、団体との連携など複数のつながりを指すもの。

ノーマライゼーション

障がいのある、なしに関わらず、一般社会の中で同じように生活することが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方。

[は行]

パブリックコメント

行政機関が政策や規則等を制定するにあたって、その制定しようとする政策などの趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、広く町民から意見や情報、改善案などを募集する手続きのこと。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置したりするなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている考え方。

避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。

福祉教育

社会福祉問題を学習テーマにしたり、福祉の活動体験などを行ったりすることで、お互いが共感できる心を育み、また、人と人との関わりについて考えるきっかけとなることを目指した教育のこと。

ボランティア

自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくしたり、他者を支えたりするなどの社会的活動やそれに携わる人のこと。

[ま行]

民生委員・児童委員

地域における身近な相談相手。住民が生活上の悩みを抱え、誰かに相談したいときや、社会福祉の制度を利用したいときなど、常に住民の立場に立って相談を受ける人のこと。民生委員法、児童福祉法に基づき各市町村に設置され、厚生労働大臣より委嘱が行われる。

第2期添田町地域福祉計画

第Ⅰ期添田町成年後見制度利用促進基本計画

第Ⅰ期添田町再犯防止推進計画

第Ⅰ期添田町自殺対策計画（改訂版）

令和4年3月

発 行
添 田 町

〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 2151
TEL:0947-82-1231 FAX:0947-82-2869
